

平成24年 第62回定例会

あわらし議会会議録

平成24年9月3日 開会

平成24年9月21日 閉会

あわらし議会

平成24年 第62回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(9月3日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	12
会議録署名議員の指名	13
会期の決定	13
議案第62号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	14
議案第63号から議案第73号の一括上程・提案理由説明・決算審査結果報告 ・総括質疑・委員会設置・委員会付託	15
議案第74号から議案第75号の一括上程・提案理由説明・総括質疑	28
議案第76号から議案第78号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	30
議案第79号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	34
議案第80号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	35
請願第3号の上程・委員会付託	35
散会の宣言	35
署名議員	36

第 2 号(9月10日)

議事日程	37
出席議員	38
欠席議員	38
地方自治法第121条により出席した者	38
事務局職員出席者	38
開議の宣告	39
会議録署名議員の指名	39
一般質問	39
吉田太一君	39
一般質問	47

八木秀雄君	47
一般質問	58
笹原幸信君	58
一般質問	64
牧田孝男君	64
一般質問	69
山川知一郎君	69
散会の宣言	79
署名議員	80

第 3 号(9月21日)

議事日程	81
出席議員	82
欠席議員	82
地方自治法第121条により出席した者	82
事務局職員出席者	82
開議の宣告	83
会議録署名議員の指名	83
議案第81号の提案理由説明・質疑・委員会付託	83
議案第76号から議案第80号、請願第3号の 委員長報告・総括質疑・討論・採決	84

第 3 号の追加1(9月21日)

議案第81号の委員長報告・質疑・討論・採決	94
発議第6号の提案理由説明・質疑・討論・採決	101
発議第7号の提案理由説明・質疑・討論・採決	103
常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件	104
議員派遣の件	104
閉議の宣告	104
市長閉会挨拶	104
議長閉会挨拶	105
閉会の宣告	106
署名議員	106

第62回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成24年9月3日(月)

午前9時30分開議

1.開会の宣告

1.市長招集あいさつ

1.開議の宣告

1.諸般の報告

1.行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度あわら市一般会計補正予算(第3号))

日程第 4 議案第63号 平成23年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第64号 平成23年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第65号 平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第66号 平成23年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第67号 平成23年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第68号 平成23年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第69号 平成23年度あわら市水道事業会計決算の認定について

日程第11 議案第70号 平成23年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について

日程第12 議案第71号 平成23年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第13 議案第72号 平成23年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について

日程第14 議案第73号 平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について

日程第15 議案第74号 平成23年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係

- る資金不足比率の報告について
- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について
- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 平成 2 4 年度あわら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 7 号 平成 2 4 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 8 号 平成 2 4 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 7 9 号 あわら市防災会議条例及びあわら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 8 0 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 2 請願第 3 号 学校給食を自校方式で継続することを求める請願

（ 散 会 ）

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	代表監査委員	高橋憲治

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

議長開会宣告

議長(向山信博君) ただいまから、第62回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時28分)

市長招集挨拶

議長(向山信博君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 本日ここに第62回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

猛暑の日が続いたことしの夏ですが、今月に入り、ようやく朝夕には秋の気配が感じられようになりました。

議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、先月19日に北陸新幹線金沢、敦賀間の起工式が、福井駅東口の新幹線高架下で、奥田国土交通副大臣を初め福井県知事、鉄道運輸機構理事長、JR西日本社長、県内各市町長、県選出国會議員など関係者約160人が出席してとり行われました。

昭和48年の整備計画決定から実に39年の時を経て、ようやく工事が着工されました。多くの先人達が重ねてきた努力の結果、ついに悲願がかなったものであり、これまでのご努力に対し心から敬意と感謝を申し上げますとともに先人たちが描いた夢を形あるものへとつくり上げ、できるだけ負担を少なくして次の世代に引き継ぐことが私たちの責任であると考えております。

しかしながら、敦賀までの開業には約13年間が必要とされており、これに大きく先立つ形で平成26年度末には新幹線金沢駅が開業します。関東地方から訪れる観光客を取り込むための北陸圏内での地域間競争が激しさを増していく中、金沢まで来られた観光客をいかに福井県、そして、あわら市に呼び込むかが鍵になります。

そのためには、あわら市、福井県の魅力を発信する仕組みづくりが極めて重要になるものと思っております。

あわら市をはじめ沿線自治体を支援する目的で県が創設した、ふるさと創造プロジェクト事業、観光まちなみ魅力アップ事業の活用はもちろん、坂井市をはじめ近隣の市町、観光協会や商工会などとの連携を深めるとともに、市民の皆様からも積極的な参加をいただきながら、福井県の玄関口にふさわしい魅力のあるまちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、議員各位を初め市民の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、専決処分の承認に関するもの1議案、決算の認定に関するもの11議案、健全化判断比率等の報告に関するもの2議案、

補正予算に関するもの3議案、条例の制定に関するもの1議案、市道路線の認定に関するもの1議案の計19議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容、提案の主旨につきましては後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、17名であります。杉田 剛君は遅刻の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（向山信博君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 事務局長。

事務局長（道地菊代君） 諸般の報告をいたします。

平成24年6月8日招集の第61回あわら市議会定例会において議決されました議案につきましては、6月25日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました請願等につきましては、お手元に配布してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案19件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下14名であります。

なお、本日の会議には代表監査委員が出席いたしております。

以上でございます。

議長（向山信博君） 次に、常任委員会の閉会中における所管事務調査について、各常任委員長より、その調査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 閉会中に開催いたしました総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、去る7月30日、8月9日、2日間にわたり市長、副市長、教育長及び担当部課長の出席を求め、学校給食センター整備事業について説明を受けました。

当整備事業は、給食施設をセンターに統一、集中調理することで安定かつ均一な料理の提供、さらには食育の啓蒙、促進という社会教育の中核的な位置づけも考慮されました。概要は市内の10小学校、2中学校で処理能力3,000食、床面積1,

500平米、22年8月での整備事業費9億9,700万円余りでした。しかし、24年8月に提示された整備費は一部の内容変更はあるものの16億1,200万円余りと当初の計画を大幅に上回るものとなり、委員から厳しい質問が出され、8月9日の2日目には設計担当の業者から直に説明を聞く事態になりました。

以下、主要な質疑内容は次のとおりです。

センター方式が自校式より安価だとして進めたのに高くなったのはなぜかに対して、食育関連施設と交差汚染防止等の拡充のための増床が原因であるとの説明があった。

食育関連施設の拡充は理事者の要望であるが、そのために1,347平米が増床となり建設費を押し上げているのなら再考の余地があるとの意見が出された。成人病の発生を抑えるために地域の食育環境を整備し指導する観点から、旧来の公民館等での食育事業を見直し、地域のリーダーを育てることに意図があるが、コスト面との兼ね合いも重要である。

空調設備費の4,000万円増についても疑問が出されました。実施設計の時点で当初の方式では夏場に25度以下、湿度80%に維持することは不十分として、空冷チラー方式を採用、あわせて給排水施設全般を見直したための増額との説明であるが、設計者の認識の甘さが指摘をされました。

基礎工事について疑問が出されました。減額されているが、当該地は地盤の弱い土地であり、パイル本数は126本に倍増されたものの、打ちこみの深さは逆に浅くなり、パイルの形状が底が太いため摩擦があり安定性があるとの説明では不安をあおるものであり、特に耐震性から疑問視されました。

食育関連施設の会議室、コミュニケーションルーム、食堂等のレイアウト、エレベーターの設置等にも疑問が出されました。ぜいたくになっているのではないかと、もっとコンパクトで使いやすい動線を研究すべきとの指摘でありました。

学校衛生管理基準は平成21年4月に施行されており、当初からの設計に反映されていないのに空調方式を変更しての4,000万円増額は理解できないとの指摘がありました。今回採用のオール電化方式では調理時に熱が出ない、ランニングコストが安くなるということでありました。

空調などの外部機器を建屋内に入れることで建築面積がふえコストが上がることに懸念が出されました。室内に格納することでメンテナンス面での外部の雨ざらしより5年長く15年保持されるとの説明がありました。

今回提示された事業計画書は当初の事業費を6割強越える大幅なもので、委員からこのままでは市民に説明できないとの不安、懸念が多く出されました。今後さらに審議する必要があり、結論を出すには至りませんでした。

以上のとおり報告をいたします。

議長（向山信博君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 閉会中に開催いたしました厚生経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る7月20日、8月21日の2日間にわたり市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、老人福祉施設に関すること及び幼保一体化に関することについて説明を受けました。

7月20日には協議に入る前に老人福祉センターの百寿苑と市姫荘及び複合福祉施設（旧芦原庁舎）3階、そして、金津雲雀ヶ丘寮について現場確認を行いました。

まず、老人福祉施設である金津雲雀ヶ丘寮の養護老人ホームについて、委員からは建て替えるに当たり養護施設であるため、華美すぎる施設にならないようにしてほしい。財源は補助金と基金で賄うとの説明であり、そのように進めてほしいとの意見がありました。

次に、老人福祉センターに関することについて、市姫荘、百寿苑の改修について協議いたしましたが、百寿苑は地盤沈下が激しく今後も進行すると思われるとのことであります。百寿苑の移転先として複合福祉施設の3階を検討しましたが、委員よりさまざまな意見がありました。そこで理事者側からは、老人福祉センターのあり方をまだ示されない状況で、もう少し時間をいただき、研究をさせてもらい方向性を示させてほしいとの答弁でありました。

次に、幼保一体化に関することについては、金津地区の幼保一体化に向けた施設整備は、現在の金津保育所を改修し幼児園化させる。また、市役所西側の市職員駐車場に民間活力を導入した新たな施設を整備するという内容の説明がありました。両施設とも平成27年4月開園を目標としており、金津保育所の改修については、隣地の購入も検討しているとのことであります。新たな施設整備については、平成25年4月までに県内の社会福祉法人や学校法人を対象に公募をかけ、選考委員会を立ち上げ決定したい。財源については、施設整備補助金を活用し、国県が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1の負担割合になるとのことであります。委員からはさまざまな意見がありましたが、十分に議会と協議しながら進めてほしいとのことであります。

以上のとおり報告いたします。

議長（向山信博君） これで諸般の報告を終わります。

議長（向山信博君） 次に、広域連合及び一部事務組合の議会報告を関係議員にさせていただきます。

初めに、嶺北消防組合議会について、6番、八木秀雄君、お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） それでは嶺北消防組合議会報告、平成24年5月30日開催と7月9日開催の2件の報告をいたします。

まず最初に、平成24年5月30日の開催のご報告をいたします。

平成24年5月30日、嶺北消防本部において第2回臨時会が開会されました。

上程議案は、平成24年度嶺北消防組合一般会計補正予算（第1号）についての1件でありました。

議案審議前に、嶺北消防組合議会議長及び副議長の選挙が行われ、議長にあわらし議会の向山信博議員、副議長に坂井市議会の釣部勝義議員が当選され就任されました。

補正予算（第1号）につきましては、1,760万円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,660万円とするものです。

歳出としましては、非常設備消防費、消防団車両の更新による登録手数料等で7万円を増額、消防施設費として消防団車両の更新及び軽可搬消防ポンプ購入にあわせて1,753万円を増額するものであります。

一方、歳入では、分担金として560万5,000円、県補助金として石油貯蔵施設立地対策等交付金498万3,000円、雑入としてコミュニティ助成事業助成金100万円、消防債2,290万円をそれぞれ増額し、また国庫補助金1,688万8,000円を増額するものであります。

以上、議案につきまして慎重に審議した結果、原案どおり可決いたしました。

次に、平成24年7月9日開催の報告をいたします。

平成24年7月9日に嶺北消防本部において第3回臨時会が開会されました。上程されました案件は、報告案件が1件、議案第8号から議案第10号の3件であります。

報告第1号につきましては、平成23年度嶺北消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告するもので、今回繰越します事業は、消防団安全対策設備整備事業267万8,000円と全国瞬時警報システム整備事業732万9,000円で、繰越額は合わせて1,000万7,000円です。

次に議案第8号、嶺北あわらし消防署庁舎新築工事請負契約の変更について、増額工事により契約額を986万2,650円増額し、契約金額を3億7,211万2,650円とするものであります。

次に議案第9号、高規格救急車の取得について、嶺北三国消防署に配置しています高規格救急車を更新するもので、指名入札を行いましたところ、日産プリンス福井販売株式会社が3,209万8,500円で落札決定しましたので、議会の議決を求めるとあります。

次に議案第10号、水槽つき消防ポンプ自動車の取得について、嶺北金津消防署に配置しています水槽つき消防ポンプ自動車を購入するもので、指名競争入札を行いましたところ、暁産業株式会社が4,294万5,000円で落札決定しましたので、議会の議決を求めるとあります。

以上の議案につきましては慎重に審議した結果、原案どおり可決しました。

以上、嶺北消防組合議会の報告を終わります。

議長（向山信博君） ただいまの報告で違いがございましたので、2点について私のほうから修正をさせていただきます。

まず10行目の非常備消防費でございまして、発言では非常設備と申しましたので、これは非常備消防費でございます。次、15行目、国家補助金1,688万8,000円を増額と報告しましたが、これは減額でございますので、修正して訂正いたしたいと思っております。

以上です。

次に、坂井地区広域連合議会について、14番、卯目ひろみ君、お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 平成24年7月開催の坂井地区広域連合議会定例会の概要について報告いたします。

第42回坂井地区広域連合議会の定例会が、去る7月25日から31日にかけて坂井市議会議場において開催され、議案11件が上程されました。

議案の主な内容と、審議結果について報告いたします。

議案第13号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号))については、国のモデル事業である在宅医療連携拠点事業等の実施に伴い予算の補正を行ったもので、5月16日付の専決処分について承認を求めたものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ853万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を94億2,653万円とするものでございます。

議案第14号、平成23年度坂井地区介護保険広域連合介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、平成23年度に繰越明許費として予算計上した介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費992万3,000円について、同額での繰り越しの報告がありました。

次に、議案第15号から18号については、3月31日に解散しました一部事務組合の決算の認定について、でございます。

議案第15号、平成23年度坂井地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額3億3,315万8,821円、歳出決算額2億8,948万9,545円で、歳入歳出差引額4,366万9,276円でした。

議案第16号、平成23年度三国あわら斎苑組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額5,561万5,890円、歳出決算額4,353万195円で、歳入歳出差引額1,208万5,695円でした。

議案第17号、平成23年度三国あわら斎苑組合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額707万3,911円、歳出決算額423万5,468円で、歳入歳出差引額283万8,443円でした。

議案第18号、平成23年度坂井地区水道用水事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入決算額133万3,697円、歳出決算額57万2,895円で、歳入歳出差引額76万802円でした。

以上が、一部事務組合の決算認定についてであります。

次に、議案第19号、平成24年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）については、前年度の決算に伴う事業精算に係る構成市負担金返還金等の補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,472万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億357万3,000円とするものでございます。

議案第20号、平成24年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）については、第5期介護サービス拠点整備計画に基づく施設整備補助事業費、また前年度の保険給付事業精算に係る国や県、構成市の負担金返還金等の補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,796万円を増額し、予算の総額を97億1,449万円とするものでございます。

議案第21号、平成24年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）については、前年度の決算に伴う剰余金を墓地基金に積み立てる補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ79万2,000円を増額し、予算の総額を492万2,000円とするものでございます。

議案第22号、坂井地区広域連合広域計画の変更については、規約に定める広域計画の項目の変更に伴い広域計画の変更を行うものです。

議案第23号、坂井地区広域連合監査委員の選任については、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期満了に伴い、後任者の選任について同意を求めたものです。後任には、あわら市清滝在住の長谷部泰司氏が選任されました。

以上、10議案について慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、原案のとおり、それぞれ認定、可決、同意いたしました。

また、一般質問では、川畑議員が、すくすくさかについて、山川知一郎議員が介護保険の実態と基本理念、方針について、牧田議員が介護保険の介護予防事業についての成果について、永井議員が居宅（在宅）介護について、畑野議員が水道水を使った小水力発電についてを、それぞれ質問いたしました。

以上、坂井地区広域連合議会の報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会について、12番、丸谷浩二君、お願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 12番、丸谷浩二君。

12番（丸谷浩二君） 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会第154回定例会の内容等々、主なものを報告させていただきます。

当議会は去る7月26日、福井県国際交流会館にて午後2時より全員協議会、引き続き午後3時より本会議が開催をされました。

議案の審議に先立ち、空席となっていた議長の選挙が行われ、議長には福井市議会の見谷議長が当組合の議長に選出されました。

次に議案第5号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算の審議に入り、主な内容につきましては、歳出において、清掃センター（施設）の各種業務委託料などの入札差金によるもの4,351万円を減額し、歳入については23年度

決算に伴う繰越金 1 億 8,202 万 7,000 円の増額補正による財源更生を行い、分担金、負担金で 2 億 2,553 万 7,000 円を減額するものであります。

次に議案第 6 号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合公告式条例の一部改正についての審議に入り、改正内容におきましては本組合の事務所が現清掃センター施設内に移転することに伴い、条例の公布などを全ての関係市町の掲示場に掲示して行なうこととするものであります。

次に議案第 7 号、監査委員の選任について。内容は、当組合監査委員が現在欠員となっている、補充するため、当事務組規約第 9 条第 2 項の規定により組合議員のうち坂井市議会の釣部議員を監査委員として選任する同意を求めるものであります。

以上、提案されました案件を審議いたし、いずれも原案どおり全員賛成で可決または同意をされました。

次に一般質問がなされました。

坂井市議会の川畑議員から最終処分場の放射能に関する情報を公開すべきでないか、清掃センター施設としても放射能に関して、いつでも測定できる体制が必要と考えるかどうかという質問がありました。

管理者は今後、放射能を測定する必要がある場合には、情報を公開し測定できる体制を構築すべきであるとの答弁でありました。

そのほかにおきまして当組合議会の議員定数の変更等の説明があり、24 年度より電子計算組織の共同処理業務において福井市を除く 3 団体の共同処理業務となったことから、関係市町ごとの議員定数の見直しについて検討する旨の説明がありました。各構成市町議会で 9 月下旬までに検討するようにとのことです。

また、去る 4 月に発生しました余熱館の高温温水配管の破損について、4 月 1 日より 24 日まで休館とし 20 日に修繕を完了し 25 日より開館をいたして現在に至っております。修繕費用につきましては当工事の設計業者であります日本上下水道設計株式会社が負担するとのことであるとの説明がありました。

次に、現在稼働しております最終処分場について、開始より 13 年が経過し地元協議会との協定により使用期限 15 年間、平成 26 年 3 月 31 日をもって期間満了を迎えます。現在の埋め立て率 44% で、このままいきますと平成 40 年くらいまで使用可能であるとの説明であり現在、地元協議会の役員の方々と協定の再締結に向けて協議を進めているとの説明がありました。

最後に、災害廃棄物の広域処理につきまして話がありました。震災瓦れき処理の可能性を検討するため、5 月に環境省中部地方環境事務所に出向き、災害廃棄物の放射能濃度、周辺住民や作業員の安全性、処理費用に係る支援等の国の対応などについて説明を受けました。今後、その内容を踏まえ、懸念される問題点等について、関係 4 市町の環境担当課との意見交換などを行うとともに、既に受け入れを実施している自治体から情報を収集し議論を進めます。あくまでも安全の確保と地元住民の理解を得るため、引き続きあらゆる角度から慎重に対応を検討していくとのこと

でございます。

以上、報告とさせていただきます。

行政報告

議長（向山信博君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管では、7月21日に発生しました豪雨災害と市総合防災訓練について申し上げます。

7月21日に発生しました集中豪雨による災害につきましては、床上浸水6棟、床下浸水70棟、道路冠水18カ所、道路法面の崩壊13カ所、農地災害12カ所、農業用施設災害35カ所、山地災害3カ所など、市内各地で被害をもたらしました。この災害に対し、市といたしましては、消防署、消防団など関係機関と連携し、未明からパトロールや被害状況調査を行うとともに、土のう積み、道路に堆積した土砂の除去、消毒剤の配布などの応急対策を実施しております。

なお、今回の災害により発生した被害に迅速に対応するため、後ほど議案の提案理由の説明でも申し上げますが、土木施設の復旧費用など約1,500万円の補正予算を8月3日付で専決処分させていただきましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、災害発生時における防災関係機関相互の連携の強化や地域住民の防災意識の高揚を目的として昨日、9月2日に旭区、桜ヶ丘区、山室区、伊井地区を対象にトリムパークかなづで市総合防災訓練を実施いたしました。

地区住民の皆様330人をはじめ、日赤奉仕団、社会福祉協議会、医師会、災害時応援協定締結事業所など、総勢660人にご参加をいただきました。議員各位にも早朝からご参観いただき厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、会場では起震車、支援車の搭乗体験や救援物資の展示コーナーを設けたほか、初期消火訓練や救出、救護訓練、避難誘導訓練など各種訓練を実施しましたが、東日本大震災を教訓に参加者の皆様が真剣かつ熱心に訓練される様子を拝見し、大変心強く感じた次第であります。

次に、経済産業部関係でございますが、観光商工課所管のセントピアあわらについて申し上げます。

セントピアあわらでは、6月4日から1カ月間にわたり臨時に休館をして行いました地の湯の洗面台及び浴槽の改修工事が終了し、7月7日にリニューアルオープンをいたしました。現在、利用者の評判もよく、オープン以来、昨年より多くの方々にご利用をいただいております。

なお、本年4月から解散手続を進めてまいりました財団法人セントピア芦原につきましては、去る7月31日をもって解散し、現在は、清算法人として10月末で

の清算をめどに事務処理を行っているところでございます。

次に、教育委員会関係でございますが、まず、一昨日の文化学習課所管のあわら北潟湖畔観月の夕べは、残念ながら降雨により、あかりばやし、ステージイベントは中止となりましたが、湖上花火は実施することができました。あかりばやし、ステージイベントを楽しみにしていたお客様には申しわけなかったのですが、花火の打ち上げ前には天候も回復し、大変大勢の人にお集まりいただき、夏の終わりを彩る2,000発の花火を楽しんでいただきました。

次に、金津創作の森では、7月21日から絵本作家、荒井良二スキマの国の美術館展を開催しております。

荒井氏は、児童文学のノーベル賞といわれるスウェーデンの児童少年文学賞、アストリッド・リンドグレン記念文学賞を日本人で初受賞した作家で、その活動は国内外で注目されております。開催初日の7月21日には、大勢の人が見守る中、同氏が縦2メートル、横4メートルのキャンバスに森をイメージした絵を描く公開制作を行い、現在、会場にて展示中であります。本展は、9月23日まで開催しておりますので、多くの皆様のご来場をお待ちしております。

最後に、スポーツ課所管では、去る8月24日から26日まで第23回あわらカップカヌーポロ大会を開催いたしました。

3日間とも波風もなく、すばらしいコンディションでの大会となりました。本年は、ジュニアの部33チーム、一般の部60チームの計93チームの参加で、全国11都府県から参加をいただくなど、参加チーム数では国内最大の大会となっております。

本大会は、ボランティアの方々が越のルビーなど地元の特産品を使って心のこもった手作りの昼食をふるまうなど、企画から運営に至るまで市民で組織する実行委員会とボランティアによる手づくりの大会として多くの皆さまに親しまれております。選手の皆様には、チームの垣根を越え爽やかな友情を深めていただいたものと思っております。今後も、カヌーを通して広く全国にあわら市をアピールしてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番、宮崎 修君、16番、山川 豊君の両名を指名します。

会期の決定

議長（向山信博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの19日間といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より9月21日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第62号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(向山信博君) 日程第3、議案第62号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度あわら市一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第62号、専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第3号)で、歳入歳出それぞれ1,478万9,000円の追加を専決処分したものであります。これに伴い、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ135億4,107万8,000円となっております。

補正の内容といたしましては、去る7月21日に発生しました豪雨災害に対する復旧費等の経費を追加するもので、歳出において、災害復旧費で土木施設の復旧に係る工事請負費及び測量業務委託料1,165万8,000円、農林水産施設の復旧に係る測量設計委託料80万円などを計上する一方、歳入において前年度繰越金1,378万9,000円、災害復旧費国庫負担金100万円を計上し、8月3日付で専決処分を行ったものであります。

以上が専決処分の内容であります。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長(向山信博君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第62号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、討論、採決に入ります。

議長(向山信博君) 議案第62号について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) これより議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第62号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度あわら市一般会計補正予算(第3号))は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第63号から議案第73号の一括上程・提案理由説明・

決算審査結果報告・総括質疑・委員会設置・委員会付託

議長(向山信博君) 日程第4、議案第63号、平成23年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第64号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第65号、平成23年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第66号、平成23年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第67号、平成23年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第68号、平成23年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第69号、平成23年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第11、議案第70号、平成23年度あわら市工業用水事業会計決算の認定について、日程第12、議案第71号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第13、議案第72号、平成23年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について、日程第14、議案第73号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、以上の議案11件を一括議題とします。

議長(向山信博君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第63号、平成23年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第73号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定についてまでの11議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これら11議案につきましては、一般会計を初めとする各会計の平成23年度歳入歳出決算をあわら市監査委員の決算審査の意見を伏して提出したもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

まず、議案第63号一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は138億8,619万7,343円、歳出総額は、134億

82万2,091円で、歳入歳出差引額は4億8,537万5,252円となっております。

この中には、繰越明許費として平成24年度へ繰り越すべき財源3,789万5,000円が含まれておりますので、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は4億4,748万252円となるものであります。

歳入の主なものは、市税の47億4,118万3,682円をはじめ、地方交付税32億3,653万4,000円、市債13億2,394万円、国庫支出金12億7,342万4,291円、県支出金11億4,323万3,120円、諸収入5億3,038万4,932円、繰越金4億8,805万2,778円、分担金及び負担金3億469万500円、地方消費税交付金2億8,390万7,000円などとなっております。

一方、歳出の主なものは、民生費の40億2,695万2,027円をはじめ、教育費の14億1,614万195円、公債費13億8,211万3,327円、商工費12億6,656万8,841円、土木費11億9,445万4,659円、総務費11億5,684万5,255円、農林水産業費8億7,918万8,362円、衛生費7億3,983万384円、などとなっております。

なお、主要な財政指標を申し上げますと、実質収支比率5.3%、財政力指数0.66、経常収支比率83.0%、実質公債費比率12.4%となっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第64号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は31億8,194万2,917円で、主なものといたしましては、国庫支出金7億4,227万3,173円、前期高齢者交付金7億2,741万5,695円、国民健康保険税6億5,533万8,050円、共同事業交付金3億7,404万4,261円、療養給付費等交付金2億7,015万3,016円などとなっております。

一方、歳出総額は30億8,512万2,409円で、主なものといたしましては、保険給付費21億7,503万8,219円、共同事業拠出金3億3,616万6,907円、後期高齢者支援金等3億3,082万7,586円、介護納付金1億5,287万4,784円などとなっております。

歳入歳出差引額は9,682万508円で、平成24年度に繰り越しをいたしております。

議案第65号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は2億9,203万2,221円、歳出総額は2億8,592万5,421円で、歳入歳出差引額は610万6,800円となっております。

歳入の内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料2億1,410万5,050円、繰入金7,174万9,771円、繰越金12万8,800円、使用料及び手数料6万2,800円、諸収入598万5,800円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費295万4,922円、後期高齢者医療広域連合納付金2億7,698万3,499円、諸支出金598万7,000円とな

っております。

議案第66号、産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は一般会計繰入金の194万7,401円であります。

一方、歳出総額は2億8,752万3,901円で、差し引き2億8,557万6,500円の歳入不足となっており、不足額を平成24年度の歳入から繰り上げ充用いたしております。

歳出の内訳といたしましては、総務費120万円、事業費17万3,000円、公債費57万4,401円、前年度繰上充入金2億8,557万6,500円であります。

議案第67号、農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は249万8,879円、歳出総額は244万3,945円で、歳入歳出差引額は5万4,934円となっております。

歳入の内訳といたしましては、共済掛金150万4,000円、財産収入8万9,790円、繰越金49万1,665円、諸収入41万3,424円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費84万3,795円、共済諸費151万150円、諸支出金9万円となっております。

議案第68号、モーターボート競走特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は20億139万2,580円で、主なものといたしましては、競艇事業収入19億5,055万1,792円、繰入金5,027万1,877円、繰越金43万273円などとなっております。

一方、歳出については、競艇事業費で20億50万4,772円の支出となっております。

なお、歳入歳出差引額は88万7,808円ですが、平成23年度をもってモーターボート競走特別会計が廃止されたことに伴い、この額を平成24年度一般会計へ引き継ぐこととしております。

続いて公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第69号、水道事業会計決算については収益的収入及び支出で、水道事業収益7億6,229万2,496円に対し水道事業費用7億5,083万9,431円で、差引額は1,145万3,065円ありますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は377万9,775円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額1億1,199万450円に対し支出額3億5,623万478円で、2億4,424万28円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金4,915万7,790円、当年度分損益勘定留保資金1億8,742万2,320円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額765万9,918円で補てんをいたしております。

議案第70号、工業用水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、工業用水道事業収益1,122万443円に対し工業用水道事業費用1,013万4,363円で、差引額は108万6,080円あります。

この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年

度の純利益は消費税込みの額と同額の108万6,080円となっております。なお、資本的収入及び支出はありませんでした。

議案第71号、公共下水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益9億8,178万1,591円に対し、下水道事業費用9億6,843万3,062円で、差引額は1,334万8,529円ですが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は95万9,118円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額9億26万8,240円に対し、支出額12億5,386万4,691円で、3億5,359万6,451円の収入不足を生じております。

この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金3億3,934万8,040円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,238万9,411円、繰越利益剰余金処分額185万9,000円で補てんをいたしております。

議案第72号、農業集落排水事業会計決算については、収益的収入及び支出で下水道事業収益4,929万5,579円に対し下水道事業費用4,813万6,689円で、差引額は115万5,890円です。

この会計につきましても損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は114万7,590円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額1,041万5,000円に対し支出額2,602万9,033円で、1,561万4,033円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

議案第73号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計については、収益的収入及び支出で水道事業収益1億4,541万9,097円に対し水道事業費用1億5,711万4,987円で、差引額は1,169万5,890円の費用超過ですが、この会計につきましても損益計算は消費税抜きの計算をいたします。結果、当該年度は、1,310万741円の純損失となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額55万8,750円に対し支出額4,045万3,831円で、3,989万5,081円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金3,633万9,875円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額134万5,920円、建設改良積立金220万9,286円で補てんをいたしております。

以上、11議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に関し、代表監査委員から、決算審査の結果について報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成23年度の決算審査は、去る7月18日から7日間にわたり、あわら市に係る一般会計をはじめ特別会計、企業会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業の11の会計の決算状況につきまして、関係書類及び主要な施策の成果報告書など資料の提出を求め、慎重に審査をいたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び企業会計等の決算は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、諸帳票は証拠書類と符号し、計数も正確であると認められました。

審査の内容につきましては、決算審査意見書としてまとめお手元に配布してございますので、本日のご報告にあわせ、ご覧いただければと存じます。

それでは、決算審査の概要をご報告申し上げます。

まず一般会計について申し上げます。

あわら市各会計決算審査意見書の2ページをごらんください。一般会計の歳入決算の総額は138億8,619万7,000円、歳出決算の総額は134億82万2,000円であり、前年度に比べ歳入で21.6%、歳出で22.2%の大幅な減少となっております。これは、前年度に小中学校耐震改修整備事業などの大型公共事業が完了したことにより、本年度は歳入歳出ともに減少し、決算規模がほぼ例年並みとなったことによるものであります。

財政につきましては、2ページの下の方のとおり、一般会計の形式収支は4億8,537万5,000円の黒字となっております。

この形式収支から翌年度へ繰越すべき財源3,789万5,000円を差し引いた実質収支も4億4,748万円の黒字となっており、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も1,894万1,000円の黒字となっております。

さらに今年度も、財政調整基金に1億5,000万円を積み立てたことにより、一般会計の実質単年度収支は1億6,894万1,000円の黒字となっております。

次に、意見書の4ページをごらんください。本市の財政状況を主要財務比率から見てみますと、財政力指数は0.66、経常収支比率は83%であり、前年度に比べ、財政力指数は0.01ポイント、経常収支比率は1.3ポイント低下しております。

また、実質公債費比率は12.4%と1.1ポイント改善しているものの、17ページの表に記載のとおり、一般会計での市債残高は153億5,153万8,000円で、前年度に比べ1億2,261万8,000円増加しており、この市債残高を市民一人当たりに換算すると50万8,000円で2%増加しております。

景気低迷に伴う税収の低下や国の財政が東日本大震災の復旧に重点的に充てられること等、その財源確保が厳しい状況にも鑑み、行財政の効率化を一層徹底するとともに各種施策の緊急性・必要性及びその効果を十分見極める等して、健全財政の維持にさらなる配慮を望むものであります。

次に、歳入歳出の内容について申し上げます。意見書の6ページの表をごらんください。

歳入決算額を財源別に区分いたしますと、自主財源は62億9,343万円で、構成比は45.3%となっており、一方、依存財源は75億9,276万7,000円で構成比は54.7%となっております。

前年度に比べ自主財源の比率は約10ポイントアップしております。なお、自主財源の主なものは、7ページの下の表のとおり市税47億4,118万4,000円で構成比34.1%、諸収入5億3,038万5,000円で構成比3.8%、繰越金4億8,805万3,000円で構成比3.5%となっております。

一方、依存財源では、地方交付税が32億3,653万4,000円で構成比23.3%、市債が13億2,394万円で構成比9.5%、国庫支出金が12億7,342万4,000円で構成比9.2%となっております。

前年度と比較して、市税は他の税目が落ち込む中、法人市民税とたばこ税の伸びが好調で7,864万6,000円、1.7%の増加となっております。

国庫支出金は、小中学校耐震改修事業交付金などの減少に伴い24億707万3,000円減少となっており、同様に市債も17億1,264万4,000円減少し、歳入合計では38億2,604万8,000円の減少となっております。

今後も国の経済対策や消費税率の引き上げに伴う税制及び財政の改革等を十分見定めながら、これら財源の確保に一層の努力を望むものであります。

特に市税につきましては、次の8ページ以下にございますように、収納担当課の努力や地方税滞納整理機構による収納対策の強化もあって、その収納率は86.4%と前年度を上回っており、その結果、収入未済額、いわゆる累積滞納額は前年度に比べ3,486万3,000円減少し7億941万8,000円となっております。

しかしながら、依然として滞納が多い状況に変わりはなく、中でも固定資産税の滞納額が6億1,397万7,000円と突出していること等を踏まえ、財源確保や負担の公平等の見地から、今後とも厳正かつ的確な滞納整理への取り組みに向け一層の強化を望むものであります。

また、税外収入の収入未済額は3億8,544万1,000円で、このうち3億5,467万2,000円は国庫補助金等の一時的な収入未済であり、残り3,076万9,000円が使用料や手数料などの収入未済、いわゆる滞納となっているものであります。

市営住宅使用料の482万円をはじめ保育料、給食費など多岐にわたる収入未済額が発生している現状に鑑み、これらの収納対策についても市民の負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、組織をあげて厳正的確な対応を行う等、特段の取り組みを望むものであります。

次に19ページをごらんください。款別歳出状況を見てみますと、主な目的別構成は、多い順に民生費30.1%、教育費10.6%、公債費10.3%、商工費9.5%、土木費8.9%となっております。

商工費では、セントピア芦原運営補助金の増加により前年度に比べ4億6,406万2,000円、57.8%の増加、農林水産業費では、食糧自給率向上に向けた産

地再生緊急対策事業などの増加により1億7,479万9,000円、24.8%の増加となっております。

一方、教育費では小中学校及び幼稚園の校舍耐震化改修事業の完了に伴い33億5,206万3,000円、70.3%の減少、諸支出金では財政調整基金など積立金の減少により3億5,844万円、62.8%の減少、衛生費では環境衛生組合坂井汚泥センター建設に係る負担金の減少に伴い2億6,828万6,000円、26.6%が減少となっております。

次に28ページをごらんください。この表は歳出決算額を性質別に区分したのですが、多い順に、補助費等が31億6,534万5,000円で構成比23.6%、扶助費が23億5,735万円で構成比17.6%、人件費が21億6,054万8,000円で構成比16.1%、物件費が14億9,292万3,000円で構成比11.1%となっています。

そのうち人件費は、前年度に比べ5,469万7,000円増加しておりますが、職員給与等は減少しておりますが、共済組合負担金等が増加したことによるものであります。

扶助費では、子ども手当の支給や予防接種事業に係る経費の増加により1億3,720万円の増加、補助費等では一部事務組合負担金が減少したものの、セントピアあわらの運営補助金が3億9,566万1,000円増加したことで、5,284万8,000円の増加となっております。

公債費は、元金償還及び支払利子が減少したことで4,993万9,000円の減少となっております。

また、積立金は、財政調整基金の積立額が減少したことで3億5,836万6,000円の減少となっております。

投資的経費である普通建設事業費は、小中学校耐震改修事業、複合福祉施設整備事業など大型事業が完了した結果、前年度に比べ37億6,201万3,000円、73.1%の大幅な減少となっております。

以上、一般会計の歳入歳出決算を詳細に審査いたしました結果、事務事業の改善や見直しによる支出削減や補助費の抑制等、経費の縮小に向けての積極性も一部見受けられるところではありますが、今後の新たな事業の増加に対処できる財政基盤を確立するためにも、なお一層の行政の効率化と経費節減を期待するものであります。

次に、特別会計の審査の概要について申し上げます。

各会計とも、予算執行に当たって真摯な取り組みや努力の跡が見受けられるところではありますが、それぞれに多くの懸案事項を抱えておりますので、各所管におかれては、適切な事業遂行と事務効率化に向け、なお一層の努力を望むものであります。

まず、国民健康保険特別会計につきまして、意見書の29ページ以下をごらんください、歳入決算額31億8,194万3,000円、歳出決算額は30億8,512

万2,000円で、歳入歳出の差引き額は9,682万1,000円の黒字となっております。

歳入では1億1,158万9,000円、3.6%の増加、歳出はほぼ前年と同額になっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税6億5,533万8,000円、国庫支出金7億4,227万3,000円、前期高齢者交付金7億2,741万6,000円となっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費21億7,503万8,000円、後期高齢者交付金3億3,082万8,000円、共同事業拠出金3億3,616万7,000円、介護納付金1億5,287万5,000円となっております。歳出の7割を占める保険給付費が3,578万7,000円、1.6%減少し、ようやく増加傾向がストップしております。

また、31ページの表をごらんいただきますと、本年度の一般会計からの繰入金は1億5,831万2,000円で3,100万2,000円増加しております。

さらに国民健康保険基金も、その全額の1億1,558万5,000円を取り崩し、残高はゼロになっております。このような状況を踏まえ、新年度から保険税の引き上げ改定が行われたところですが、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。

さらなる事務事業の効率化を図るとともに、特定健診の拡大や市民健診の推進、各種の健康教室の開催など、市民の健康づくりの事業を一層推進することで医療費の抑制に努められるよう望むものであります。

一方、保険税の収納状況については31ページ上のグラフをごらんください。23年度の収入未済額、いわゆる滞納額は約1億4,900万円で、前年度に比べ約2,100万減少しており、収納率も80.4%と前年度と比較し1.6ポイント改善されております。収納担当課職員の努力を評価したいと思います。新年度から保険税が改定されている状況も踏まえ、今後とも厳正、的確な収納対策を講じて、収納率の一層の向上を強く望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。33ページをごらんください。

23年度の歳入決算額は2億9,203万2,000円、歳出決算額は2億8,592万5,000円で、この歳入と歳出の差引き額は610万7,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億1,410万5,000円で構成比73.3%となっております。一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金2億7,698万3,000円で構成比96.9%となっております。

また、収入未済額、いわゆる滞納額は237万4,000円で、前年度に比べ48万6,000円増加しており、収納率も98.9%と前年度と比較し0.2ポイント低下しております。引き続き厳正かつ的確な対応を行い、収納率のさらなる向上に努

力していただきたいと思ひます。

次に、産業団地整備事業特別会計について申し上げます。35ページをごらんください。

歳入決算額は194万8,000円、歳出決算額は2億8,752万4,000円で、この歳入歳出の差引き額は前年度同額の2億8,557万6,000円の赤字となっております。

これは、本会計が所管する土地2.2ヘクタールが未売却となっているためであり、平成20年度に本会計が設置されて以降、赤字が続いております。赤字の解消に向け早期に土地を売却するよう一層の努力を望むものであります。

次に、農業者労働災害共済特別会計について申し上げます。36ページをごらんください。

歳入決算額は249万9,000円で歳出決算額は244万4,000円で、歳入歳出差引額は5万5,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは共済掛金150万4,000円、歳出の主なものは共済諸費151万円で、医療並びに休業共済金として前年度を8件上回る32件の支払いを行っております。

次に、モーターボート競走特別会計について申し上げます。37ページをごらんください。

歳入決算額は20億139万3,000円、歳出決算額は20億50万5,000円で、歳入歳出の差引き額は88万8,000円の黒字となっておりますが、これは歳入不足を補うため基金3,027万2,000円全額を繰り入れ、さらに不足分を一般会計より2,000万円繰り入れた結果によるものであります。

収入のメインである競艇事業収入は、19億5,055万2,000円で、前年度に比べ4億5,119万1,000円、30.1%の増加となっておりますが、場外発売を除く本場売上は6,071万3,000円、4.6%の減少となっております。

また、38ページのグラフのとおり、23年度の本市開催の一日当たりの売上金は6,938万5,000円で、10.9%増加していますが、一日当たり入場者数は1,229人で31.0%の減少となっており、ここ10年間は売上、入場者とも右肩下がりの状況にあります。

こうした現状の中、今後、さらなる収益の悪化も懸念される状況を踏まえ、平成23年度をもって競艇事業から撤退しております。旧芦原町時代から44年余り収益金が重要な財源として大きな貢献をしてまいりましたが、ここ近年の競艇事業の現状に鑑みて、撤退は適時、適切な措置であったと判断するものであります。

財産に関しましては、意見書の39ページ以下をごらんください。土地の現有面積は85万9,040平方メートルで1,174平方メートルの増加、建物は12万4,616平方メートルで270平方メートルの増加となっております。

また、41ページの基金につきましては、本年度の積立額が2億1,231万6,000円、取り崩し額が1億5,686万3,000円で、差し引き5,545万3,

000円増加の合計47億4,942万5,000円となっております。これは、本年度の市税収入に匹敵する金額が基金として積み立てられていることとなります。

以上が一般会計及び特別会計の決算審査の概要でございますが、これらを取りまとめた43ページ以下に、審査意見としてご提示させていただいております。あらためてご高覧いただければ幸いに存じます。

それでは次に、公営企業会計について申し上げます。

まず、水道事業会計について申し上げます。お手元の公営企業会計決算審査意見書の5ページ以降をごらんください。

水道事業会計につきましては、5ページのとおり、本年度の給水人口は2万7,072人で、前年度に比べ318人減少しております。また有収水量は356万8,200立方メートルと前年度に比べ2.0%の減少で、有収率は87.7%で3.5ポイントの増加となっております。

本年度の経営成績は、8ページの損益計算書をごらんください。

23年度の営業利益は1億783万3,000円の赤字となっており、それに他会計補助金等の営業外収益を加算した経常利益は474万5,000円の黒字で、さらに特別利益、損失を加算した当年度純利益は378万円の黒字となっております。純利益は前年に比べ246万3,000円、187.1%の増加となっており、水道料金の改定が寄与したものとされます。

収益の内訳は、営業収益は5億6,828万円で、前年に比べ1.8%増加しております。また、営業外収益は1億6,288万1,000円で、その中には一般会計からの補助金9,500万円が含まれております。

一方、費用の内訳は、営業費用は6億7,611万3,000円で、その主なものとして原水及び浄水費が3億9,052万6,000円、減価償却費が2億378万円であり、また、営業外費用は5,030万3,000円で、そのうち支払利息が5,004万1,000円で、前年度に比べ185万4,000円、3.6%減少しております。

財政状態につきましては、15ページの貸借対照表をごらんください。資産合計が1億2,263万8,000円の減、負債合計が6,020万3,000円の減、資本合計が6,243万5,000円の減となっております。これら減少の要因は、流動負債と企業債が減少したことによるものと思われま

す。また、この表の流動資産に未収金8,370万3,000円が計上されておりますが、この中の3,218万7,000円が水道使用料の滞納分となっております。収入確保と受益者負担の公平を図る見地から、その収納対策に一層の努力を望むものであります。

本会計は、費用全体の中で減価償却費、企業債利息及び県水受水費などの固定的費用が大部分を占めており、一般会計から多額の補助金を受け入れていても経営的に相当厳しい内容であることから、今後とも有収率の向上など長期的展望に立った事業運営と経営健全化に一層の努力を強く望むものであります。

次に、工業用水道事業会計につきましては、意見書の20ページ以下をごらんください。

年間給水量は17万9,271立方メートルで、前年度に比べ31.9%の減少となっております。

経営成績を損益計算書で見ますと、営業利益は107万8,000円で、経常利益及び純利益は108万6,000円となっており、経営的には健全性が認められますが、収益が固定化していることから、今後の費用に係る施設修繕等を視野に入れ、なお一層の経営向上に努めていただきたいと思います。

次に、公共下水道事業会計につきましては、意見書の28ページ以下をごらんください。

本年度の処理人口は2万6,517人で、前年度に比べ41人増加し、人口普及率も87.7%で1.1ポイント増加しております。

また、本年度の事業としては、補助事業で4億3,700万円、単独事業で1,852万1,000円の事業を実施しており、整備面積は1,029ヘクタールとなり、その面積整備率も70.8%で0.9ポイント増加しております。

本年度の経営成績につきましては、30ページの損益計算書をごらんください。

表、中ほどの営業利益は9,598万5,000円の赤字となっており、他会計負担金等の営業外収益を加算した経常利益が1,346万4,000円の黒字で、そこから特別損失を差し引いた当年度純利益は95万9,000円で、かろうじて黒字となっております。前年度に比べ純利益は91%の減少となっております。

収益のうち営業収益は5億8,044万9,000円で、使用料の改定もあり、前年度に比べ1.1%増加しております。また、営業外収益は3億7,422万8,000円で、その中には一般会計からの補助金及び負担金が3億7,083万8,000円含まれております。

一方、費用のうち営業費用は6億7,643万4,000円で、その主なものは流域下水道費2億4,771万8,000円、減価償却費3億3,983万4,000円であり、また、営業外費用2億6,477万9,000円は、すべて支払利息で、前年度に比べ797万5,000円、2.9%減少しております。

本年度の経営成績は使用料の改定により営業収益が増額となり、結果、純利益が発生したものの、依然、営業利益面では多額の赤字を計上する等、非常に厳しい状況下にあることを十分認識して、さらなる経営の合理化、効率化を図るとともに、供用区域内の接続督励などを強力に推進されるよう強く望むものであります。

財政状態につきましては、37ページの貸借対照表のとおり、資産合計が2億4,256万4,000円の増加、負債合計が3億6,308万5,000円の増加、その結果、資本合計は1億2,209万9,000円の減少となっております。

この表の流動資産欄に未収金2億956万6,000円が計上されておりますが、その大部分の2億756万1,000円が下水道使用料及び受益者負担金の滞納であります。収入確保と受益者の負担の公平の観点から、大口滞納者に対し厳格な滞

納整理に踏み切る等、その収納対策のさらなる強化を望むものであります。

次に、農業集落排水事業会計につきましては、45ページをごらんください。

23年度の損益計算書は、営業利益は2,356万8,000円の赤字となっておりますが、営業外収益の加算により経常利益及び純利益は114万8,000円となっております。

収益のうち営業収益は1,278万1,000円であり、営業外収益は3,587万5,000円で、その中には一般会計からの補助金及び負担金3,582万8,000円が含まれております。

一方、営業費用は3,635万円で、その主なものは処理場費1,428万3,000円、減価償却費1,563万3,000円であり、また、営業外費用は1,115万9,000円で、うち支払利息が1,084万5,000円となっております。収益が固定化の傾向にあることから、今後の総費用に占める施設修繕等も視野に入れ、なお一層の経営向上に努めていただくよう望むものであります。

また、使用料の滞納は約131万円と、前年度より5.2%減少しておりますが、引き続き、収納対策を徹底していただきたいと思っております。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計について申し上げます。お手元、別冊ですが、財産区水道事業会計意見書の2ページをごらんください。

23年度の年間有収水量は約121万2,000立方メートルで、前年度に比べ7%減少しております。依然として給水量は減少傾向にありますが、有収率は96.5%で前年と同じ水準となっております。

経営成績は、5ページをごらんください。

損益計算書、中ほどの営業利益は1,285万6,000円の赤字、経常利益も1,237万6,000円の赤字、特別損失を差し引いた当年度純利益も1,310万円の赤字となっております。給水量の減少により営業収益が下がり、純利益も前年度より1,155万5,000円減少し、大幅な赤字の計上という非常に厳しい状況となっております。

東京スカイツリーの開業や東北地方の観光支援等により観光客の流れに変化が生じており、あわら温泉を取り巻く環境は今後も厳しい状況が続くと思われ、給水量の増加が望めない状況下にあります。引き続き経営の合理化、効率化による経費の節減に努めるとともに、利益剰余金や積立金残高の推移も見ながら再度の料金改定も視野に入れ、一層の経営努力を望むものであります。

以上、一般会計、特別会計、企業会計等の決算審査の概要を申し上げましたが、今回の決算審査に当たり、指摘、要望いたしました事項につきましては、各所管並びに関係者の一層のご努力と真摯な取り組みをお願い申し上げ、極めて概略的な内容となりましたが、決算審査のご報告とさせていただきます。

(杉田 剛議員 入室)

議長(向山信博君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

議長(向山信博君) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第73号までの11議案につきましては、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中に審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

議長(向山信博君) よって、議案第63号から議案第73号までの11議案については、閉会中に審査することに決定いたしました。

議長(向山信博君) お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、議長において、2番、森之嗣君、3番、杉本隆洋君、4番、山田重喜君、5番、三上薫君、6番、八木秀雄君、8番、山川知一郎君、12番、丸谷浩二君、13番、牧田孝男君、以上8名を指名したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名を選任することに決しました。

議長(向山信博君) 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を事務局長から申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 事務局長。

事務局長(道地菊代君) 休憩中の決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に2番、森之嗣議員、同副委員長に13番、牧田孝男議員が選任されました。

以上のとおりであります。

議長(向山信博君) 暫時休憩します。

再開は11時25分といたします。

(午前11時17分)

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

議案第74号から議案第75号の一括上程・提案理由説明・総括質疑

議長（向山信博君） 日程第15、議案第74号、平成23年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、日程第16、議案第75号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について、以上の議案2件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第74号、平成23年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、及び議案第75号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について、ご報告を申し上げます。

議案第74号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度あわら市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の、いわゆる健全化判断比率と各公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、健全化判断比率等報告書に記載のとおりであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに赤字になっていないため指標は出ておりません。また、実質公債費比率は対前年比1.1ポイント減の12.4%、将来負担比率は対前年比29.9ポイント減の67.7%となっており、それぞれに設定された早期健全化基準の基準内の数値となっております。

次に、各公営企業5会計に係る資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率については、産業団地整備事業特別会計で11.9%となっております。その他の会計については、資金不足となっていないため指標は出ておりません。

なお、産業団地整備事業特別会計の資金不足比率についても経営健全化基準の基準内の数値となっております。

これらの指標については、議会への報告の後、公表することとなっております。

議案第75号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度の芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、報告書に記載のとおりであります。資金不足比率については、資金不足となっていないため指標は出ておりません。

以上、ご報告いたします。

議長（向山信博君） 上程議案に関し、代表監査委員から審査の結果について報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、平成23年度、あわら市健全化判断比率、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の審査の結果をご報告申し上げます。

ご承知のとおり、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の4つの健全化判断比率と、さらに公営企業会計における資金不足比率が定められました。

これらの比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画等を策定し、財政の健全化を図らなければならないとされており、また、これら比率の公表は平成19年度決算から行い、財政健全化計画等の策定義務は平成20年度決算から適用するとされており、本年度は策定義務4年目に当たります。

当該審査は、去る7月18日、24日に、あわら市に係る健全化判断比率、公営企業並びに芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について、その比率の算定の基礎となる事項を記した書類の提出を求め、慎重に審査をいたしました。

その結果、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、適正に作成されているものと認められました。

審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、ただいまからのご報告にあわせ、ご高覧いただきたいと存じます。

それでは、審査の概要をご報告申し上げます。

最初に、健全化判断比率について申し上げます。1ページの表をごらんください。

の実質赤字比率及び の連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字はなく、早期健全化基準から見て全く問題のない状況にあります。

次に、 の実質公債費比率につきましては、12.4%と、前年度に比べ1.1ポイントの改善となっており、早期健全化基準25.0%を12.6ポイント下回るよい状況にあります。

の将来負担比率につきましても67.7%と、前年度に比べ29.9ポイントの改善となっており、早期健全化基準350%を大幅に下回るよい状況となっております。

今後の財政運営に当たっては、さらなる健全化に向け、これらの比率を下げる努力を期待するものであります。

次に、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について申し上げます。意見書2ページの表と別冊の財産区の意見書1ページの表をあわせごらんください。

公共下水道事業、水道事業、工業用水道事業、農業集落排水事業の4会計と芦原温泉上水道財産区水道事業会計は資金不足の状況がなく、経営健全化基準から見て問題のない状況にあります。

ただ、産業団地整備事業特別会計については、未売却の土地を保有しているため資金不足比率が11.9%となっておりますが、経営健全化基準の20%を8.1ポイント下回っており、一応問題のない状況と言えます。当特別会計は平成20年度に設置されて以来、資金不足が続き、繰り上げ充用が繰り返されていることから、早期に当該土地を売却するよう一層の努力を望むものであります。

以上、健全化判断比率等の審査の概要を申し上げますが、今後、北陸新幹線の開通も踏まえたまちづくり等、各種の施策や事業が推進され、事業資金の増加が想定されるところでございます。

今後とも、徹底した行財政改革に取り組み、さらなる事務事業の合理的、効率的な執行を行って、財政体質の健全化を図るよう関係者の一層のご努力をお願い申し上げます。健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査のご報告といたします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） これをもって、議案第74号及び議案第75号は終結いたします。

議長（向山信博君） 高橋代表監査委員の退席を許可します。ご苦労さまでございました。

（高橋憲治代表監査委員 退室）

議案第76号から議案第78号の一括上程・

提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第17、議案第76号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第4号）、日程第18、議案第77号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第78号、平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）、以上の議案3件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第76号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第4号）から議案第78号、平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）までの3議案について、概要の説明を申し上げます。

まず、議案第76号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第4号）であります。本案は、歳入歳出それぞれ1億5,023万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億9,131万円と定めるものであります。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費では、企画費及び情報化推進費で福井坂井地区広域市町村圏事務組合の決算額確定に伴い負担金2,805万9,000円を減額しております。

民生費では、障害者福祉費で日中一時支援給付費204万円を減額する一方、放課後等デイサービス事業に係る扶助費427万円を追加計上するほか、老人福祉総務費で、市民後見推進事業委託料108万4,000円、老人福祉施設費で金津雲雀ヶ丘寮重油貯蔵タンク設置に係る工事請負費200万円を計上しております。また、保育所費で、設計業務及び測量業務に係る委託料600万円を減額するほか、産休等代替職員費補助金137万8,000円を計上いたしております。

衛生費では、予防費で、ポリオの予防に係るワクチンの種類及び接種方法の変更に伴い医薬材料費及び予防接種委託料219万1,000円、環境衛生費で太陽光発電導入促進事業補助金120万円を計上するほか、塵芥処理費で清掃センター運営費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金2,427万1,000円を減額しております。

農林水産業費では、農地費で県単小規模土地改良工事に係る工事請負費690万円、排水機場整備に係る工事請負費900万円、県営かんがい排水事業負担金937万2,000円、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金200万円、農道保全対策事業負担金1,250万円、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金855万8,000円などを追加計上しております。

商工費では、観光費で観光まちなみ魅力アップ事業に係る経費600万円、観光地周遊バス実証化事業負担金170万円を計上するほか、工業導入促進費で、企業立地助成金1億円、雇用促進奨励費690万円など1億821万9,000円を計上しております。

教育費では、学校管理費で金津東小学校校内放送設備入れかえに係る工事請負費225万円などを計上しております。

諸支出金では、雲雀ヶ丘寮基金費に余剰金積立金2,846万2,000円を計上しております。

一方、歳入につきましては、各種事業に伴う分担金及び負担金101万6,000円、国庫支出金285万8,000円、県支出金1,609万9,000円、繰越金5,759万2,000円、諸収入で金津雲雀ヶ丘寮土地建物使用料など5,126万7,000円のほか、市債2,140万円をそれぞれ追加計上いたしております。

最後に地方債の補正であります。県営かんがい排水事業負担金、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金、経営体育成基盤整備事業負担金について限度額の変更を行っております。

次に、議案第77号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,252万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億7,382万9,000円と定めるものであります。

歳出といたしましては、後期高齢者支援金等では負担金2,335万9,000円、介護納付金では負担金742万6,000円、諸支出金で療養給付費等返還金6,1

74万4,000円を追加計上するものであります。これに伴う歳入につきましては、繰越金9,252万9,000円を追加計上いたしております。

次に、議案第78号、平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の営業外費用において、消費税及び地方消費税45万8,000円を減額しております。

また、資本的支出においては、建設改良費で配水設備改良費1,200万円を減額する一方、事務費で160万円、送水設備改良費で2,000万円を追加計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額960万円については、当年度分損益勘定留保資金453万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45万8,000円、建設改良積立金460万7,000円で補てんをいたしております。

以上、3議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいま上程されました一般会計補正予算について、総括質疑をいたします。

一般会計補正予算の中に観光費で観光まちなみ魅力アップ事業の600万円、予算書が幾つかに分かれておりました、ちょっとわかりにくいですが、それと観光地周遊バス実証化事業170万円が含まれております。

市長はこれから新幹線開業に備えてまちづくりを進めていく必要があるということで、この観光まちなみ魅力アップ事業は、フラワーロードの整備、それから駅前にフラワースタンド等を設置するというものでございますけれども、こういう事業は線香花火的に最初だけやっても大変その後の維持管理がきちんといくかどうかということが非常に大きな問題であると。維持管理がきちっといくためには、関係の地元の理解と協力というものがなければならないというふうに思いますが、この事業については、そういう地元の理解、協力、来年度以降の見通し、こういうものがどうなっているのかということについて伺いたいと思います。

それから、もう1つの観光地周遊バス実証化事業でございますが、これは吉崎は、このバスの周遊のコースには入っておりません。今、吉崎はあわら市の観光地ということになっておりますけれども、公共交通機関は何一つないという状況であります。何としても、やっぱり吉崎の観光振興を図るためには、何らかの公的な交通機関がなければ、非常に難しい。難しいどころか、ますます吉崎は寂れていくのではないかなというふうに思っております。私は、この周遊バス実証化事業にできれば吉崎も加えられないかというふうに考えておりますが、そのあたりについて、どう

考えるのか、またバスが行かないにしても、これからの吉崎の観光振興について、どのように考えるか伺いたいと思います。

議長（向山信博君） ただいまの2件の質疑に対しまして答弁をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長（嶋屋昭則君） それではお答えをいたします。

まず1点目の観光まちなみ魅力アップ事業でございますが、この事業につきましては平成26年度末の北陸新幹線開業を見据えた本年度から26年度までの3カ年、県の2分の1の補助を受けながら実施する事業でございます。

内容といたしましては、地域やボランティア団体の方々に主体となっていただきまして観光客をおもてなしするという一方で、観光客が町中を周遊する仕組みを花を利用いたしまして構築し、魅力ある観光まちなみづくりを推進するというものでございます。

具体的には、今年度は予算書にありますように、JR芦原温泉駅前にフラワータワー2基を設置し、また宮谷川沿いにハンギングバスケット等を設置いたしまして、それを用いまして花で飾るということ、一方、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅にも同様にフラワータワー2基を設置いたしまして、また温泉街の石畳道路の整備済みであります市道温泉3号線に同じようにハンギングバスケット等を設置いたしまして、これを花で飾るといったようなことを用いまして観光客を周遊させるということでございます。また、これらの計画実施に当たりましては、周景、回遊性、観光まちづくりにぎわい創出の、これらの専門家の皆さんから助言をいただきまして、観光客のスムーズの移動や町中周遊、花を活用したにぎわいづくりなど魅力ある仕掛けづくりを行うこととしております。

なお、一番重要なことは、議員も指摘されておりますように、花の設置後の維持管理等でございますが、これにつきましては、今ほど申し上げました専門家の方に加えまして花の管理方法、また設置箇所についてのセミナー等を実施いたしまして、地域住民やボランティア団体等の花づくりに対する意識づけを図ってまいりたいと、このように考えてございます。実施に当たりましては、まずは花づくりに関心のある方々、また団体等々、最初に十分協議を行って実施をしてまいりたいと考えております。

3年間につきましては、この県の補助を受けながらの事業実施ということでございますが、それ以降につきましても維持管理等につきましては、行政による花代等の助成を含めまして、これらいろいろ協議、検討しながら、地域住民団体等によりますところのまちづくりを定着させていきたいと、このように考えてございます。

次に、観光地周遊バス実証化事業の件についてのお答えをさせていただきます。

これにつきましても、先ほどの観光まちなみ魅力アップ事業と同じように新幹線開業を見据えた事業でございます。本県を代表します宿泊地と観光地が集積する芦

原と坂井市三国地区に観光客を誘導するための二次交通アクセスの整備と、これを行うためのものでありまして、県とあわら市、坂井市が連携しながら実施をいたします。今回につきましては、まず京福バスの既存路線の金津東尋坊線の間隔の中に観光仕様の特急便を特別に走らせるということを行いまして、これらの実証実験データを検証するものでございます。

次年度以降につきましては、改善にいろいろつなげていくということも検討してございます。25年度の実証事業の予定といたしましては、ルート等の改善、また実施時期の検討を行いたいと考えてございますが、今回の実証事業結果の検討を十分行いまして、必要と考えられるならば、吉崎など周辺観光地、これらを通るルートなどの定期観光バスの実証も考えていきたいと考えてございます。特に、吉崎につきましては、宗教文化、また神話や伝説等、数多く地域資源がございます。ボランティアガイド育成、また観光資源の磨き上げというようなことが重要でございます。現在取り組んでおります広域観光を視野に、あわら市にとりまして貴重な観光資源でございます。当地の観光振興を推進してまいりたいと、このように考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（向山信博君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております議案第76号から議案第78号までの3議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

議案第79号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第20、議案第79号、あわら市防災会議条例及びあわら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第79号、あわら市防災会議条例及びあわら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、災害対策基本法が改正されたことに伴い、あわら市防災会議条例及びあわら市災害対策本部条例について所要の改正を行うものであります。

防災会議条例については、所掌事務や委員の要件に新たな事項を追加するほか、災害対策本部条例については、法の改正に伴う条項ずれの解消を行うものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第79号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

議案第80号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第21、議案第80号、市道路線の認定についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第80号、市道路線の認定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、県道北潟平山線が完成したことに伴い、現在の県道路線340メートルについて、市において管理すべき路線として新たに認定するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第80号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

請願第3号の上程・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第22、請願第3号、学校給食を自校方式で継続することを求める請願。

以上の請願につきましては、お手元に配布してあります付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、9月10日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後0時00分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 4 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第62回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成24年9月10日(月)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時28分）

会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番、宮崎 修君、16番、山川 豊君の両名を指名します。

一般質問

議長（向山信博君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（向山信博君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 通告順に従い、1番吉田、一般質問をさせていただきます。

今回も大きく三つに分けて質問をさせていただきます。

まず最初に、いじめに対するの対策についてお伺いをいたします。

滋賀県大津市でいじめが原因で中学2年生男子が自殺をした問題が全国に波紋を広げています。今年8月には茨城県でも市立中学2年の男子生徒が亡くなったと報道されています。今月に入り札幌でも中学1年生の生徒が自殺をいたしました。国や都道府県、教育委員会はいじめ問題が取りざたされるたびに新たな対策を講じてきましたが、いまだに悲劇は繰り返されています。県内ではいじめが原因とされる児童・生徒の自殺は報告されていないものの、いじめはどこにでも起こり得るものと認識しなければいけないと私は思います。不登校やいじめ問題など、福井県では子ども悩み110番、子ども人権110番と題した相談ダイヤルなども取り組んでいるのですが、いじめがなくなることはないようです。県教育委員会によると県内の公立小中学校、高校、特別支援学校でのいじめの認知件数は、2009年度が898件、2010年度が752件と減少傾向ではあるようです。しかし、これは目に見える形での件数であって、実際にはもっと多くの件数があると思います。

そこで教育長にお伺いします。2010年、2011年、そして2012年、現在までのあわら市内の小中学校でのいじめの報告件数をお聞かせください。

教育長は各学校に指導していく立場だと思いますが、そこで教育長のお考えをお

聞かしてください。いじめの定義について、教育長はどう思われますか。今のいじめは組織的、計画的で、どこからがいじめなのか見きわめるのが難しいと思いますが、いじめとけんかの違いは、どこで見きわめるべきだと思いますか。

最後に、県教育委員会は2007年にいじめ対応の手引書と事例集を作成したと聞きます。この手引書はどのようなものなのでしょうか。各学校に配布しているのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

いじめにつきましては、議員ご指摘のとおり、いつでも、どこでも起こり得る問題であると認識しなければなりません。しかしながら、いじめは理由のいかんを問わずあってはならないことであり、改めてこの問題の重大性を認識し、今後ともその取り組みについて更なる徹底を図っていかなければならないと考えております。そして、市内の子どもたちが心豊かに成長することを願っているところであります。

まず、1点目のご質問にお答えいたします。あわら市内小中学校でのいじめの報告件数についてです。平成22年度は小学校で2件、中学校で6件の合計8件、平成23年度は小学校で13件、中学校で11件の合計24件が報告されております。また、本年度は7月末の時点で小学校2件、中学校3件の計5件が報告されております。いじめの態様を見ますと、平成23年度の場合、冷やかしゃからかい、悪口や嫌なことを言われるというものが最も多く、次いで軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりするものが増えております。

現在の状況につきましては、昨年度24件のうち、解消しているものが23件、一定の解消が図られたが継続支援中のものが1件となっております。また22年度8件、今年度5件は解消しております。

次に、いじめの定義についての私どもの見解についてのご質問でございますが、現在、いじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする、なお、起こった場所は学校の内外を問わないとなっております。では、いじめとけんかの違いはどこで見極めるべきかということでございますが、いじめは役割の交代がなく、いつも同一人物がいじめられる側にいる、けんかは1対1、あるいは集団対集団の対等な関係で始まり一過性のものであるということで一応の区別をしております。しかしながら、ふざけやけんかも今はいじめの類似行為であると考えべきだと思います。

また、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとするということで、実際の問題としては、いじめか否かを区別することは大変難しくなっております。例えば、からかいや軽い冗談のつもりであっても、される側は深刻な苦痛を感じている場合もありますし、お互いにおもしろ半分で行っていたことが、いつの間にかいじめに発展することもあります。今後も、注

意深く児童・生徒を見守っていくとともに、組織としていじめを認知する目を養っていくことが必要であると感じております。

最後に、いじめ問題対応の手引きについてのご質問です。

この手引書は、いじめ問題の未然防止及び早期解決に向けて活用されることを目的に、平成19年1月に学校編が、2月に事例編が作成され各学校に配布されました。中身は、いじめ問題の基本的認識や指導體制づくり、いじめが起らない学校、学級づくり、いじめ問題への対応などについて示してあります。県教育委員会は、この手引書や事例集をさらに整備し、今月下旬ぐらいに改訂版を発行するということを伺っております。

市教育委員会といたしましても、8月下旬には教育委員によるいじめ問題の研修会を実施し、いじめの現状や課題等について意見交換会を実施しました。今後も、いじめ等の問題行動に関する協議会や研修会を開催するとともに、常日ごろから子どもたちの心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動の充実に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（向山信博君） 傍聴者は脱帽の上、傍聴をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） いじめの中で友達から執拗な無視は波紋のように広がり、部活からクラス全体に広がっていくと思います。内容、状況によって当事者、クラス、学校、学年、保護者らへの対応はさまざまだが、どんな場合でも、うやむやにしないことが基本だと私は思いますが、教育長はいじめ問題解決策の基本は何だと考えますか。

また、ネット社会と言われる現代、いじめもインターネットを使ったいじめと変わってきていると思いますが、その対処方法は考えているのでしょうか。

あわら市内の学校では、いじめに関するアンケートを実施していますか、また保護者会、PTAに対していじめに対する研修及び説明などは行っていますか、再度お伺いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） 吉田議員の再質問でございます。

1点目のいじめ問題の基本についてということですが、根本的にいじめは決して許されないことという認識と、どの子供にも、どの学校でも起こり得るという認識、それで先生方には常日ごろから子供たち一人一人を尊重し、信頼関係を深めていくこと、それによっていじめが起らない学校にさせていただき、また学級づくりに努めていただくというふうをお願いしているところでございます。教育に携わるすべての者がいじめ問題の重大性を認識する、またいじめの兆候を早く把握するとともに早く対応するということに尽きるかと思っております。

また議員ご指摘のとおりです。いじめ問題が起きたときは、それを隠さず、学校、教育委員会、家庭、または地域や関係機関が連携して適切に対応すべきであるというふうに思っております。

2点目が、ネットの件でございます。ネットについては、もうこれは子供たちも先生方もそうでございますが、情報モラル教育の充実ということで、これは先生方の指導力向上も大変必要なことだと思っております。また、保護者をお願いすることは、ネット上のトラブルを減らすためにフィルタリングをかけるとか、子供たちが何をしているかということも常に気にかけていただくことも大切なことだと思っております。保護者への啓発、地域との連携や、また時を見て警察や地方法務局との連携などもしなければならないというふうに思っているところでございます。

次、アンケートの件でございます。市内の小中学校、いずれも12校でアンケートは実施させていただいております。年に1回から3回と回数に差はございますが、その中身は、学校は楽しいですか、心配なことや悩んでいることがありますか、困っていることや相談したいことがありますかとか、嫌のことをされている人を見たり、または見かけたりしたことはありますかとか、間接的な問いから多岐にわたって実施しているようでございます。このアンケートを受けまして、各学校、個別の面談や教育相談活動を行い、未然防止に、早期発見に努めているところでございます。

また、保護者への説明会や研修会の実施についての件でございますが、これまで保護者対象の研修会等は実施しておりませんでした。いわゆる市として統一したものはございませんでしたので、今後はいじめ理解と対応などの保護者向けリーフレットなどを作成し、講座の開設、また保護者からの相談体制の支援など、家庭、地域との連携をさらに強化していきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 全国的ないじめの傾向を見ますと、2学期に入るといじめは本格化されるようになっていきます。現在、2学期がスタートしています。水面下で行われていたいじめが2学期がスタートしたことにより、いじめが表面化し大きないじめになることもあります。

教育長も先ほど答弁されましたが、いじめはいつでも、どこでも起こり得る問題、まさにそうだと思います。いじめは大なり小なり、私はどこにでもあると思います。それが表面化するか、しないかだけだと思います。私は、物理的証拠など、いじめということがはっきりとわかってからでは遅いと思います。ですから、どんな小さなサインでも見逃さない、早期発見、早期対応の徹底が学校側にも求められると思います。と同時に、家庭でもしっかりと子供を見て、子供の変化を見きわめてほしいと思います。

自分のかわいい子供を守るのは親の責任です。常日ごろ、子供と接していれば、

子供の変化に気がつくはずです。すぐさま学校に相談をしてほしいと思います。学校側も教育委員会も相談される体制をしっかりとつくっていただきたい。いじめをしない、させない、見逃さない学校づくりを是非教育長、してください。また、道徳の時間や学級会でもいじめの問題を取り上げたり、命のとうとさをしっかりと教えてほしいと思います。

以上をもちまして、いじめ対策についての質問を終わります。

続きまして、あわら市観光事業についてお尋ねします。

北陸新幹線認可を約40年と待ち続けた県民、市民の方には、民主党政権により、ようやく認可が下り、金沢開業は2015年、福井開業は2025年末ごろの予定となりました。今後、第三セクター化による並行在来線の利便性低下、沿線自治体の負担、駿河以西へのルートも大きな課題ですが、北陸新幹線福井延伸が決まった現在、観光地あわらとして、どのように取り組んでいくべきかをお伺いします。

観光地あわらを、どのような観点から首都圏、全国にPRし誘客をしていくお考えなのか、お聞かせください。

2点目、福井開業まで13年の年月がかかります。あわら市観光地の整備やまちづくりを、どのように考えているのか、お聞かせください。

また、私が昨年度も一般質問で提言をさせていただきました財団法人観光協会に市の職員を派遣し、観光事業を市と観光協会と一体となって取り組んでほしいと訴えて参りました。今年度、ようやく観光協会に事務局長として職員を派遣してくれました。私は、これで観光事業が一步前に進むと思っています。

そこで三つ目の質問をさせていただきます。観光協会、あわら市が現在取り組んでいる事業はあるでしょうか。また、これから取り組もうとしているものはあるのでしょうか。

以上、3点お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) お答えいたします。

北陸新幹線開通に伴う観光面での効果についてでございますが、新幹線の特性であります時間短縮と高速大量輸送が可能となりまして、多くの人々にとりまして北陸地方がこれまで以上に身近なものとなります。

新幹線開通は、関東方面からの交通手段が整備されることになりまして、関西や中京方面からの従来の観光客に加えまして関東方面からの増加が見込まれるところでございます。また、大都市と地方都市の相互交流の進展に伴い、産業の発展や地方への人々の定住化を促進する効果が期待できるものと考えております。

次に、観光地あわらをどのような観点から首都圏にPRし誘客するかのご質問についてですが、あわら温泉は福井県を代表する温泉地としまして関西、中京方面には広く知られていますが、昨年の県外客地域別入込状況が示すように、昨年の数字では関西方面が41%、中京方面が25.1%、関東方面が8.7%となっております。

関東方面では認知度がまだ不十分と言える状況でございます。関東方面へのPRとしましては、北陸地域の各自治体や観光協会、旅館関係者等と連携しながら、北陸という単位で情報発信や誘客活動を行い、北陸地域を面としてとらえ宣伝していくことが必要であると言えます。

具体策としましては、首都圏からの観光客に対して、着地型観光を推進するためにストーリー性のある観光ルートと地域資源による体験型旅行の企画、商品化が考えられます。また、新幹線駅から各観光地への2次交通の整備が必要となり、このため、県を中心に本市及び坂井市におきまして観光地周遊バス実証化事業を展開し、観光地が集積するあわら、三国地区を中心に広域的な整備を目指します。

次に、あわら市観光地の整備やまちづくりをどのように考えているかのご質問についてですが、あわら市が持つ歴史や文化、つながりや交流などの地域資源を積極的に活用し、JR芦原温泉駅に降り立った観光客が町中を、そぞろ歩きができるようなまちづくり、魅力ある地域をつないだコースづくりなど早急に取りかかる必要があると考えております。

具体的には、JR駅前にぎわい広場から仮称ではございますが生涯学習館までを整備しますふるさと創造プロジェクト事業や、花で市街地を飾る観光まちなみ魅力アップ事業などを本年度に実施するとともに、県の補助事業を活用しながら、あわら温泉街やその周辺の整備も進めて参りたいと考えております。

次に、観光協会とあわら市の取り組みについてのご質問ですが、一般社団法人あわら市観光協会は、本年4月より誘客業務を主とした嘱託スタッフ3人の継続雇用を確保しながら、セントピアあわらや湯のまち広場の指定管理者業務も含め、総合的な観光協会業務推進を図るため、市職員1名を事務局長として派遣し事務局体制を強化したところでございます。

現在、観光協会には、あわら市魅力発信事業を業務委託し、広域連携を含めた着地型観光の推進やあわら市の広報事業などを実施しております。また、自主事業においては、広域の宣伝事業を行い、北陸新幹線金沢開業によりマーケットとして期待されます関東、信越エリアを中心に県外での商談会や出向宣伝、イベント等に参加し、あわら市の魅力を大いに広くPRし、誘客につながるよう事業展開を図っております。

市といたしましても、今後とも観光協会との連携体制の強化に努め、観光協会が独自性を発揮しながら行う各種事業を支援して参りたいと考えてございますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 今、部長がおっしゃいました9月補正予算でも上程されていますが、観光地周遊バス実証化事業費680万、あわら市負担が170万、27年3月の北陸新幹線金沢開業によりJRで大勢の観光客が金沢に訪れることが見込まれることから、あわら・三国地区に誘導する二次アクセスの事業、これはあくまで駅、

観光地、宿泊地をめぐる周遊バスの将来の運行を調査するものです。この中には、吉崎、北潟湖のルートが入っておりません。観光資源としての吉崎、北潟湖畔を生かした新たなルートを、是非作成していただきたいと思います。

市民の皆さんも一般的に観光協会、観光事業というと、芦原温泉、旅館と連想されますが、温泉、旅館はあくまで観光をした後に宿泊するもので、旅館に宿泊することを最優先に考えた観光計画は限界があると、私は思います。県外から誘客をするに至り、あわら市内の観光資源を生かした吉崎や金津創作の森、北潟湖畔など、あわら市の観光資源をもっと取り入れた観光計画を是非考えていくべきだと思います。

あわら市の観光事業にとって、JR駅からの二次交通は大変重要だと私も思っております。坂井市、三国との連携もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。観光事業はあわら市の財政にも大きな影響を及ぼします。考え方、方向性を間違えないように、観光協会、あわら市のしっかりとした取り組みを期待しています。

これであわら市観光事業に対しての一般質問を終わります。

続きまして、北潟湖畔公園についてお伺いします。

今年度より担当課が観光商工課より建設課に変わりましたので、お伺いします。毎年7月に湖畔公園で福井県スナッグゴルフ大会が行われています。県内から多くの子供たちが参加し競技を行っています。競技終了後、子供たちは自転車やボートに乗って楽しそうに遊んでいました。当日、ほかにも何人かの家族連れの方も自転車を借り、サイクリングロードを走っていました。また、私の友人もそうですが、ジョギングコースとしてのサイクリングロードに集まる方もいるようです。

そこでお伺いします。北潟湖畔公園利用者数の状況をお聞かせください。また常駐職員の状況もお聞かせください。備品、自転車、ボートなどの状況もお聞かせください。北潟湖畔にはカヌーポロ競技など毎年行っており、カヌーポロの練習も小中、高校生が練習もしています。芦原青年の家の移転もようやく決まり、北潟湖畔周辺も大きく変わろうとしています。特に景色はすばらしいものがあると思います。

そこでお伺いします。観光面で北潟湖畔を生かしたものは考えられないでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、北潟湖畔公園の利用者数ですが、去年は約10万5,000人で、過去5年間は10万人前後の利用者数となっております。

常駐職員数につきましては、臨時職員が1人おり、そのほかに常駐以外として主に貸しボートや貸自転車の業務を行う4人を配置して、計5人の職員体制となっております。平日などの閑散期には2人体制で、また休日など利用者が多い日は3人から5人体制と状況に合わせて対応しております。

次にボートなどの施設備品についてですが、自転車66台、ボート15台、バッテリーカー3台となっております。自転車、ボートは公園が開園した平成13年から15年に購入したもので、管理人による貸し出し前の日常点検のほか、毎年、定期点検業務を外部委託し安全性の確保に努めております。昨年の利用状況は自転車が延べ4,038回、ボートが1,293回、バッテリーカーが795回の貸し出しとなっております。なお、ピーク時となります大型連休などでは、終日、全ての自転車、ボートを貸し出しているという状況でございます。この自転車、ボートなどの利用者の内訳といたしましては、あわら市内が1割、県内が6割、県外が3割となっております。

なお、観光面で北潟湖畔を利活用できないかとのご質問につきましては、経済産業部長が答弁いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 吉田議員の観光面で北潟湖畔を活かしたものはということでございますが、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、北潟湖ではカヌーポロ競技が盛んに行われているほかに、6月には花菖蒲まつり、9月には観月の夕べなどが開催され、多くの方々にご来場いただいております。

今後は、観光地としての北潟湖畔をJR芦原温泉駅やあわら温泉街、吉崎御坊などと結ぶ2次交通の整備が必要と考えられます。

先ほども議員、おっしゃいましたように、11月から実施を予定しております観光地周遊バス実証化事業の検証データなども分析しながら、北潟湖畔を経由するようなルートの検討も行って参りたいと考えております。

また、県立青少年活動体験施設の整備が待たれているところでございますが、この施設と連携いたしまして自然豊かな北潟湖の環境を観光面にも十分生かして参りたいと考えてございますので、県内外へのPRも積極的に展開して参りたいと考えてございます。

以上、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 備品等の状況などお聞きしました。私も実際に見ておりますが、古いものも大変多く、観光客など県外から来る方々に胸を張って利用してもらえるような状況には、ちょっと遠いと思います。常駐職員の方に関しても、北潟地区の住民の皆さんの協力で現在に至っていると聞きしております。今後、施設、備品等など県との協力体制を整えながら、あわら市としても、より一層の改善を望みます。

また、観光面でも北潟湖畔を生かせるアイデア、もちろん私どもも考えますが、行政としても考えていただきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

八木秀雄君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 6番、八木秀雄、それでは一般質問をさせていただきます。

今回は大きく二つ質問をさせていただきたいと思います。まず最初に平成24年7月21日集中豪雨被害に伴う市の対応について、それから二つ目は門型排水路について質問をさせていただきます。

それでは、まず最初に一つ目の質問で、平成24年7月21日に集中豪雨被害に伴う市の対応状況について、きめ細かく質問をさせていただきたいと思います。

質問の要旨。市内被害状況及び復旧費用について、8月23日の全員協議会と9月3日の定例本議会で報告がありました。福井県河川砂防総合情報によりますと7月21日、計測値、三国土木局、局名金津においては午前2時40分から3時30分の60分間で95mmの降雨量、同じく局名六日区においても93mmの降雨量が測定されました。今回の集中豪雨は観測局のないあわら市全域においても同量の降雨があったと思われます。雨がたたきつける音で起きた人がたくさんいたのではないかと思います。

市民及び消防署通報と調査で家屋被害は床上浸水6棟、床下浸水70棟で温泉3区に集中していることがわかりました。道路冠水は18カ所も温泉3区に集中していました。法面の崩壊13カ所は北部丘陵地市道法面に多く見られました。産業経済部の調査結果、農地災害12カ所、農業用施設災害35カ所、山地災害3カ所、市民福祉部の報告で床下、床上浸水の家屋に対し消石灰、消毒剤の薬剤を散布されました。また災害ごみ収集も翌日から行われたと報告を受けました。

それでは、集中豪雨被害状況及び復旧費用の報告について質問をいたします。

一つ目、豪雨災害に伴う市の対応について。二つ目、豪雨災害時に各区の自主防災組織の配備、実施はありましたか。3番目、災害時要護者の対応はできましたか。

4番目、災害ボランティアの開設、派遣はありましたか。

以上でございます。ご答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務部長、小坂康夫君。

総務部長（小坂康夫君） 八木議員のご質問にお答えいたします。

まず、当日の市の対応につきましてですけれども、午前1時54分に大雨警報が発令された直後の2時10分ごろに総務課防災担当者が市役所に到達をしております。その後、3時ごろから総務課、農林水産課、建設課、上下水道課の職員が市役所に

駆けつけ、随時、市民からの電話への対応や被害状況の調査及びパトロールに当たりました。

また、同じく、消防署、消防団も活動を開始し、4時ごろから市に続々と被害の状況が入ってくるようになりました。

その後、午前6時に市長、教育長、全部長、理事が出席して、市防災計画に基づく第一配備体制として豪雨災害対策会議を開催し、それまでの被害状況の報告を各自が行いました。また、市長からは、引き続き被害状況の詳細な把握とその対応に万全を期すようにとの指示が出されております。

なお、この会議は9時40分、10時35分、12時の計4回開催し、それぞれの時点における状況報告と対応の協議を行っております。また県職員2名、及び嶺北消防署からも職員が派遣され、情報収集に当たっております。

雨が落ち着いた当日の午後には、総務課は被害とその対応についての取りまとめや県危機対策防災課、嶺北消防本部との連絡調整を行い、農林水産課、建設課は引き続き被害状況の調査とその対応に当たりました。

また、市民生活課は浸水被害の合った区域の区長または個人に消毒剤を配布するとともに浸水した区域から出たごみの収集を業者に委託いたしました。

以上が当日の市役所がとった対応の概要でございます。

次に2点目の、この災害時に自主防災組織が機能したかのご質問ですが、各組織によって違いはあるものの、地域住民の状況を熟知している自主防災組織だからこそできる詳細な被害調査や消毒剤の配布、またごみの収集等において、会長である区長を先頭に区の役員が活動していただいたとお聞きしております。自主防災組織としての機能を発揮していただいたものというふうに考えております。

また3点目の災害時要援護者の支援につきましては、今回の災害では災害時要援護者台帳をもとにした支援は行われていませんが、ご近所の方々により一人暮らしのお年寄りの安否確認等が行われたこととお聞きしております。本来、この制度が目的としている地域コミュニティによる災害時の共助が発揮されたものと考えております。

4点目の災害ボランティアセンターの開設につきましては、今回は災害の規模を考慮し、市から社会福祉協議会に対し開設の要請は行っておりませんので、センターは開設はしてありません。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、総務部長の方から詳しく市の対応をお聞きしました。

今、午前1時54分に気象庁から大雨警報が出たということで、その後、2時に総務課の防災担当の方が召集されまして、いろんな情報を聞き取りをしたということをお聞きしたわけでございますね。私、そこで、このリアルタイムになさっていたことを総務課の方に、ちょっと聞いたんですけど、一つひっかかることがございまし

たよね。

3時ごろの各課の市の職員が召集されて各課独自の聞き取り調査とか対応とか、そういうものを行っていたということを報告を受けました。3時ごろというのは本当に一番雨がたくさんと降っているような状況でございました。私自身も3時ごろには、いろんな現場へ行きまして被害状況を確認した記憶がございます。

総務部長の今、お話の中で、午前6時に第1回の豪雨対策会議を設けたということをおっしゃったわけですね。もう、この午前6時というのは、私が県の豪雨量を調べたときには、もう完全に峠を越えまして、もう雨の雲はほかの地域に行ってしまったと。あわら地域には雨が全く降らないような状態でもございました。これは市の職員の方もわかっていると思いますけど。2時に総務課の方が出てきまして、約4時間余り、いろんな対応をしていたと、各課で対応してましたけど、なぜもっと早く私が言う一番豪雨量の多い2時40分ですからね、このときには10分間の豪雨量が約14mm、これ、連続で起きたわけです。もう、この14mmが続くということは、非常にひどいことでもございますので、この時点で、もう3時ぐらいの時点で第1回目の会議を開かなければならないというのが、なぜ僕はできなかったのではないかと。

僕も、そのときに、後から聞いたのですが、対策本部は設けないんですかという具合にお聞きしましたら、これは市の規定である第一配備というんですかね、これを使うんだということでもございますけど、これだけ市の方も後からお気づきになったと思いますけど、これほど広範囲に、いろんなところで冠水をしたり、のり面の崩壊がしたり、そういうことが予想できたのにもかかわらず、なぜ会議が遅れたということに、僕は非常にやはり疑問を生じます。やはり後始末のための、その後の対応のための会議じゃなくて、今、市民の方が何を求めているんだ、何をしているんだということ、早くやればやるほど災害も少なくなるし、それから市民の方も僕は安心するのではないかと、このように思います。その辺が私は今後の課題だと思いますので、是非しっかりと全課で練っていただきたいと、このように思います。

それから、この自主防災は今、総務部長は行ったという地域もございますという報告を受けました。これは理解しなければならいんですけど、本当に、やはり自主防災というのは、区長とか三役だけで動くんじゃなくて、各区でやはり自主防災組織というものをつくってありますからね、それをうまく活用して、初めて自主防災をやりましたと、そのように僕は思うわけですね。その点も、是非今後の市の対策会議と、やっぱり自主防災、そこら辺の連携を、是非しっかりとっていただきたいと、このように思います。

それから、災害ボランティアセンターの開設はしましたかということなんですけど、部長の方からないというんですか、今回はしっかり考慮した結果、しなかったという具合にご答弁がございました。私も感じたことは、災害要援護者も含めて、やはり1,000名以上の方が登録しているわけでもございます。今回は、その1,000名の方がすべて被災されたところにいたとは限りません。何十名の方が対象に

なったと思います。本当に芦原温泉という地域性を、やはり個人情報とか、そういうものに、余り自分のあれを明らかにしないでほしいというようなところもございます。しかし、こういう災害のときには、やはり人の助けを必要でございます。そのためにも災害ボランティア、規模が小さいから災害ボランティアは開設する必要がないというのではなくて、やはり災害ボランティアというのは、もういち早く、例えば今回、雨が降っているような豪雨がひどいときでも、災害ボランティアを開設するというぐらいの意気込みでいて、例えば浸水した家屋の畳を上げるとか、それから家財道具を上げるとか、いろんな仕事があると思います。そして、床上浸水とか床下浸水をした後に、やはり畳を乾かしたり、電機製品を修繕したり、いろんなことが、やっぱり、そういう一人住まいの方がおられますので、僕は規模にもかかわらず、やはり是非、必ずボランティアを使わないで、区長さんとか近所の方にお願いをするということは、なかなか、これは勇気の要ることでございますので、ボランティアという、そういう組織をうまく利用すれば、本当に気持ちよく、みんなが助けてくれますので、どんなに小さいことでも、是非災害ボランティアというのは、これから、是非ご検討をしていただきたいと、このように思います。

次に、農林水産部長に再質問をします。今回の水害状況の報告の中で芦原温泉3区（二面温泉24班と隣接する地域、温泉1丁目、3丁目、4丁目、田中々3、二面区等）ほかの地域でも道路の冠水、床下、床上浸水がございました。9月6日にも同様に地域で冠水をしました。特に、この北部丘陵地を背にした山方地区方面からの土地改良排水、温泉区内の都市排水が飽和状態になり、芦原排水線も高低差が少なく、排水の流れは非常に遅く感じられました。布目地区にある大型ポンプ3基を要する芦原排水機場のポンプ稼働もタイミングが合わないと一気にあわら市温泉市内の冠水状態になります。芦原排水機場、番田排水機場の稼働は、どのような指示、体制に、また稼働する測定水位基準と、市内にも水位基準観測地点はあるかどうか、また連携して稼働してるか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、今回の豪雨で市内の暗渠水路に多くの土、ヘドロ、ごみ等が水路の流れを阻止していると区長よりお聞きしました。また、区民の方は30年以上も水路の泥上げをしていない箇所があることもわかりました。また、二面温泉区25班においては、今年に入り8月に3回、9月6日に計6回の床上浸水、床下浸水と繰り返し冠水をいたしました。この二面の25班の路地には、三方に囲むように都市排水路、そして土地改良排水路が通っています。雨の量が多いときに調査すると、排水路の高さと容量不足、それから水路のクランク部分が多いことが複数に重なり問題があると、市民から聞き取り調査でわかりました。市民は雨が降るとストレスがたまるそうです。緊急に抜本的に対策を行ってください。

以上3点の質問にお答えをお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務部長、小坂康夫君。

総務部長（小坂康夫君） まず1点目の災害対策本部を早く開設すべきではなかった

かというようなことですが、防災計画に基づきまして市の体制といたしましては、まず注意体制というのがございます。その次に警戒態勢というのがございまして、3番目で第一配備というような形、第二配備、災害対策本部というふうな形になっております。今回ですけれども、八木議員ご指摘のとおり、3時前後に非常に雨が降ったということで、私どもが、この3時前後、総務課の方でいろいろ調べたときに、雲の動き等が当然、パソコン等で見られますので、この状況ですと1時間ほどの集中的な雨でございましたけれども、今後、例えば引き続き午前中ずっと、そのような雨が降るといような状況がないといようなことで、災害対策本部の設置には至らなかったといようなことでございます。

それと、3時間ほどもたってから遅いんではなからうかといようなことでしたけれども、それにつきましても、もし3時に災害対策本部を立ち上げたといたしましても、その時点では、いわゆる情報が入ってきていないと。災害対策本部の中で情報把握をせよといような指示が出るかと思うんですけれども、実際問題、その職員が3時ぐらいから来たときには、手をこまねいていたわけではございません。農林水産部、それから土木部、それぞれの被害状況の把握と、また消防団と一緒に土のうの配布と、そういったことをやっておりますので、ご理解を賜りたいなといふふうに思います。

それと、自主防災組織ですけれども、今現在、131区中75区ぐらいで6割弱、自主防災組織をつくっていただいております。総務部の重点目標として、今年度も15区ぐらい設置をしていただきたいなといふふうに思っておりますけれども、設置しただけが最終目的ではございませんので、それがいかに自主的に活動できるのかといようなことがあると思います。それと、ボランティアセンターも含めまして、今、地域防災計画の見直しを本年度中に行う予定でございまして。議員、ご存じのとおり、県の方で津波のシミュレーションが新たに発表されましたので、そういったものも含めて防災計画の見直しを行う予定でございまして、その中で、例えば自主防災組織の初動マニュアルとか、そういったものも含めながら、今、初動マニュアル、3年ほど前につくったの、ございますけど、その見直しを図りながら自主防災組織の育成等も考えていきたいなといふふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 八木議員の芦原排水機場、また番田排水機場の稼働関係についてのご質問でございます。

これにつきましては、排水機場の稼働につきましては、各排水機場の管理人の判断に稼働をゆだねているという状況でございまして、あくまでも見回りを重視いたしまして目視していただいて、必要となれば、すぐかけるというのを原則といたしております。また、水位が低い場合、ポンプを稼働いたしましても、エアーをかみまして空回りをするといようなことも出てきまして、十分に機能を発揮できない

ということもございますので、管理人にお願いをしているという状況でございます。

また、大雨注意報、警報が発令された際には農林水産課職員がパトロールを行いまして現地の情報をつぶさに見て回りまして、ポンプの稼働が必要な場合には、こちらから管理人に連絡いたして稼働を要請するという状況でございます。

ご指摘の7月の21日につきましては、午前3時15分ごろに雨足が一向に収まらないということでございましたので、農林水産課職員の方からポンプの稼働を要請いたしておりまして、その後のパトロールにおきましてポンプは稼働しておったわけですが、自然排水と、これも十分にできていたところでもございましたので、調整を行いながらポンプの稼働を行ったというのが実情でございます。

よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) 雨水整備につきましては、社会資本整備交付金事業の補助金を利用して、公共下水道の整備等需用費を調整しながら浸水の恐れのある市街地の幹線整備を今まで行ってきたところでございます。近年につきましては、国からの事業費配分額の減少と、下水道の未整備地区からの早期整備要望がございますので、近年につきましては雨水整備を見合わせているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘の浸水対策につきましては重要なことと認識しておりますので、今後、十分検討したいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今の三つの部長さんから詳しくご説明をいただきまして、最後に市長に質問をしたいと思っております。

今回のこの集中豪雨、本当に想定外というところなんですけど、もう本当に70年も80年も、そこで生活している方が、こんなことは初めてやと言うぐらい、本当にゲリラだけに大きな豪雨が起こります。そのたびに、やはり過去に振り返ってみますと、こういうことを、やはり市民のレベルでもう少しやっておかなければならなかったとか、いろんなことが、やっぱり課題も残って、我々、自分でできることは自分ですということも改めて、やはりわかったんではないかと思っております。そして、あわら市全区で市民が安心して安全な、やはり暮らしをしたいと思っておりますので、市長、今、土木部長が言いましたけど、なかなか予算は厳しいかと思っておりますけど、本当にもう雨が降るたびにストレスがかかったり、この現状を、是非市長に見ていただきたいと、そういう声がたくさんあります。

そこで是非、市長について、この水害をやはり水路の改修、それから冠水しない都市計画、それを早急にやっていただきたいと思っておりますので、市長のご答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 抜本的な対策をというご意見だろうと思いますけど、どの程度の対策を指して今おっしゃっているのか、ちょっとわかりませんが、この地区は大変、排水、水を出すという排水が非常に大きな課題であることは、これは間違いないと思います。これは、町ができたころからではなくて、そのもっとも昔から、この地区では問題になってたんだろうと思います。恐らく、これは古代から、人間がここに住むようになったころからの課題だったと思います。といいますのは、この竹田川周辺の地形がはんらん平野と呼ばれています。恐らく、竹田川がはんらんを繰り返してできてきた平地だったというんだろうと思います。しかも、非常に特徴的なことは、自然堤防の典型的な地形になっております。これは私は高校生のときに自分の教科書に、自然堤防の典型的な例として、この地区が載っていたのは非常に印象的に覚えております。したがって、竹田川がいわば高いんです。竹田川から両側に行けば行くほど地面が低くなっている。一番北側のどんつきのところ温泉街が形成をされてきたという地形上の宿命みたいなものが、実はあるわけであります。

これに対して、我々の先人たちが一生懸命努力をしてきたんだろうと思います。一つ、記憶に新しいところでは、昭和56年の大雨がありました。あのとき以降、竹田川も大分整備されましたし、それから上流の方ではダムもできたと思います。それ以降、非常に大きな水害というのは余りなかったと思います。また一方、これは議員もご承知だろうと思いますけども、温泉街の雨水を、なるべく早く竹田川に排水をするために、例えば今もお話ありましたけども、布目の排水機場をつくりました。これは我々の先輩が頑張って、例えば一番大きいもので確か1基2億円ぐらいする巨大なポンプを含めて、3基あそこには設置してあります。そうやって降った雨を早く竹田川に流すような努力をしてきたわけです。

なおかつ都市排水をどうするのかということで、これは基準があるらしいんですけども、1時間当たりの雨量は45mmを想定しております。45mmの雨が降っても、それが速やかに排水できるような排水路の計画を立てて、それを、これは金津地区も芦原地区も同じだろうと思います、45mmというのは、この計画のもとに、昭和56年から工事が進められて、現在も続いているわけです。ですから、もう30年以上、この事業は続いているわけです。

そういう今、状況でありますけども、最近の雨の降り方が短時間の間に極めて多いと。せんだっての雨も、これは金津地区だったと思いますけど、95mmというような、もう想像をすることさえできないような雨が降ったわけです。最近、そういう降り方をしますので、これは何とかしなければいけないなと思いますが、先ほど申し上げましたが、極端に言いますと低いところから高いところへ排水をしなければならぬということですから、今おっしゃったように抜本的な改修ということになりますと、これはもう莫大な予算を必要とすると思います。極端な話、一つ運河をつくるぐらい、しかも下流の方で運河をつくらなければならないと。どの程度、想定されているのか、私はわかりませんが、本当に基本的なことになりますと、

そうになってしまうんじゃないかなというふうに思います。恐らく、それは現実的になかなか難しいだろうというふうに思います。

したがって、まず今、仕事を進めております都市排水計画を進捗をまず早めるということが、まず1点だというふうに思います。それから、今、質問の中でもご指摘ありましたけども、既存の排水だとか、側溝の中だとか、大変泥が積もっていて水が流れにくいんじゃないかというようなご指摘ありました。確かにそういうふうな身近なところについての改良の努力は、これはしていかなければいけないかなと思います。なおかつ、せんだっても、ちょっと担当課と話をしたんですけども、そういう努力をしながらも、なおかつところどころ水のつきやすい場所がありますので、まず部分的にそういうところを改善することができないかどうか、これは一遍検討しようではないかというようなことで今考えております。おおよそ、そういう流れの中で今、事業を進めておりますし、これからもまたなるべく進捗が早く進むように努力はして参りたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 市長の説明の中で、やはり30年、40年と古い先人からの、それで努力をしてきたということですけど、なかなか解決に至ってないと。市長、1回、やったと。あわらの都市排水路、それから土地改良排水路をスムーズに竹田川に流すんだということを、いろんな知恵を、やはり皆さんから、国とか県とか借りまして、是非やっていただきたいと、このように思います。

次に、門型排水路について質問をさせていただきます。

門型排水溝につきましては毎年、各区から強く要望をしておりますが、予想を下回るスロースピードで推移しており、再三にわたっての要望しているところですが、改善する回答がなされていません。今回の集中豪雨にも門型排水路の特徴を生かすことによって雨水等はスムーズに流れ、ごみ、落ち葉も入ることもないと思います。また門型排水路は狭い道路の幅員の拡幅により通学路の安全確保、幼児、老人の転落防止、緊急車両の進入確保にもつながると思います。

それでは門型排水路について質問をさせていただきます。門型排水路の全市の進捗状況について、2番目、門型排水路工事の各区からの要望件数、そして特に多い要望の理由、3番目に土木費の中で市単独事業があり、事業内容は地域市民の利便性の向上、生活環境の改善を目指し、市道全路線について地区の要望に基づき道路管理上の必要も考慮しながら側溝整備や擁壁工事等の道路改良事業を実施することです。

ところで平成20年から24年度の土木費と、市単独事業費の中の工種排水路事業費、路線数、延長をお答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) 八木議員のご質問にお答えいたします。

まず、門型排水路の全市の進捗状況でございますが、前年度末現在におきまして、調査延長176.1kmに対し、左側門型整備64.3km、整備率36.5%、右側門型整備61.1km、整備率34.7%で、全体の整備率としましては35.6%となっております。

なお、調査路線は集落内の市道を対象としておりますが、向ヶ丘団地、金津南部区画整理区域など事業により門型整備された路線につきましては含まれておりませんので、ご了承願います。

次に側溝整備の地区要望件数でございますが、平成19年度、70件、20年度、68件、21年度70件、22年度及び23年度は69件でございます。

また、要望の主な理由といたしましては、歩行者の安全性の向上及び緊急車両を含む自動車の円滑な走行のための幅員の確保、既設側溝の破損や排水不良箇所の解消などが挙げられます。

最後に側溝整備工事に係る支出額でございますが、平成20年度の土木費支出額は約18億4,800万円で、うち側溝整備工事は発注件数30件、34路線、施工延長約1.14km、事業費3,370万円、土木費に占める割合は1.8%となっております。

21年度は約13億5,300万円で、うち側溝整備工事は発注件数28件、38路線、施工延長約1.15km、事業費2,950万円、土木費に占める割合は2.2%となっております。

22年度は約14億3,900万円で、うち側溝整備工事は発注件数44件、54路線、施工延長約1.89km、事業費5,280万円、土木費に占める割合は3.7%となっております。

23年度は約11億9,400万円で、うち側溝整備工事は発注件数36件、49路線、施工延長約2.01km、事業費5,436万円、土木費に占める割合は4.6%となっております。

また、本年度は約14億4,200万円で、側溝整備工事に充当可能な市単独事業予算額は7,000万円で、土木費に占める割合は4.9%であり、この予算を用いて門型の整備、道路改良工事、舗装工事を予定しており、議員ご指摘の各地区からの要望にすべてこたえられる額ではございません。

なお、限られた予算の中ではありますが、危険性及び緊急性、事業の効果、下水道事業との整合性等を考慮し、整備を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、細川部長の方から、本当に詳しく聞いて、予算も聞いていただきまして、本当にありがとうございました。

最後に市長に、ちょっと質問したいと思います。

この門型排水、件数は大体約70ぐらいが、もう毎年、門型排水のつくっていた

だきたいと。その理由としましては今、部長が言いましたように、こういう理由で、是非つくっていただきたいということで、これね市長、70ということは、もう131行政区ありましたら、もうほとんどの方がやってほしいということで、本当に門型水路の予算を聞きますと、私としては、もっと必要ではないかと思えます。

なぜ、これを増やすことができないのかと。本当に、これ、最重点要望で出してるんですよ。市長は今度、新幹線が開業するためにホップ、ステップ、ジャンプということで一つ一つ大きく都市計画、まちづくりをしたいんだと、そういうところにお金をかけたい。そして、やはり従来道路の市民の要望のことも並行して、是非やりたいという具合に説明を聞いています。しかし、これだけ、やっぱり要望事項が多いということは、ほかの予算を少しでも、うまく削ってでもいいから、あと50年もかかるという門型排水路の工事を終了するには、これを、やはり25年ぐらいでやるんだと。これだけ要望数が多かったらやるんだと。何とか、ほかの事業をカットしてまでも、そちらの方に集中してやるんだというようなことを、是非やっていただきたい。これは各区の、やっぱり本当に要望だと思えますよ。市長、そういうようなことで、少し要望事項が多いということで見直したいというような、そういう考えはございませんか。お答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えしますが、その前に今、議員が大雨のときの排水の質問を、その前にされましたので、その排水対策と、この門型整備とか、ちょっとリンクされてしまうと、これは誤解を生じるかなというふうに思います。門型側溝を整備することで排水、多少はしやすくなりますから、多少は違うかもしれませんが、根本的には最初申し上げましたように、低いところから高いところへ水を出さなければならないという地勢的な問題がありますので、これはリンクせずに別個のこととして受けとめていただかなければ、ちょっと誤解を生じるかなというふうに思いますので、お願いします。

確かに各地区での市政懇談会等に出ましても、あるいは毎年地区から出されている要望を見ましても、門型側溝整備に対するご要望が非常に多いです。それに早く対応できれば、それに越したことはないんですけども、どこへ行っても、この話は出ますので、せっかくですので、ちょっとお話をさせていただきますが、まず門型側溝というのは特徴は、底の部分をコンクリートにすることで勾配を自由につくれるわけでありまして。これが一番特徴です。したがって、もともと勾配があって流れやすいところについては本来、門型側溝を敷設する必要はないわけです。ただ、門型側溝の場合はふたがついておりますので、それを整備しますと、いわば道幅が広がるわけです。そういうこともあって地区からのご要望が非常に多いんだらうなというふうに思っております。

これが、確か1m今3万円ぐらい。大体1m敷設するのに3万円かかります。両側ですと、これは6万円です。それくらいかかるものですので、早くやればよい

んですけども、なかなか予算がついていかないというのが現状です。現在の予算、門型側溝だけにつぎ込んでいる予算といいますと、大体年間で四、五千万円ぐらいかなというふうに思います。10年間で4億から5億というわけです。今、議員がおっしゃったように、それを倍にしますと、これは8億から10億になるわけです、10年間で。一般の方は市の財政のボリュームということ、なかなか実感としてご理解いただけないと思いますけれども、議員は今申し上げた金額が、どれほどのものかというのは、よくご理解いただけたらと思います。努力しまして小中学校、全部耐震化しましたけれども、これは49億円です、全部で。しかも、これは国の補助金が相当入っておりますので、あわら市の単独としては、もっと少なくても済んだわけですけども、その金額と比べてみても、いかにこの金額が大きいかわかるかなというのをご理解いただけたらと思います。これを倍にするということは、できればそれはいいですけども、倍にしても、やっぱり25年かかるわけです、例えば。そうやって結果、市の財政が、それが厳しくなった場合、これはなかなか私は市長としては責任が持てないなというふうに思います。

ご要望が多いのはわかりますけども、安全性だとか緊急性だとか、やはり物事には優先順位というのがつけられると思います。門型側溝をする場所の優先順位も、これは決めないといけませんし、全体の事業の中での門型側溝の優先順位というのがどの辺かということです。それらを、やはり総合的に勘案しながら予算配分というのは考えていかないといけないのかなというふうに思います。ご要望にこたえられれば、こんなありがたいことはありませんけども、ご要望が多いからといって緊急性、安全性に対する考え方が問題が高いかということ、必ずしもそうではないだろうというふうに思います。そういうことを考えますと、今のところ、予算配分できる金額としては、それくらいが限度かなというのが今のところの考え方です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、市長からの答弁ございました。ただね、やはりいろんな事業で、僕は指摘しませんけど、できることは削ることもできると思いますよ。その積み重ねがあれば、今一番大きい要望の方に回すことができるんじゃないかと、このように思います。

これね、ちょっと福井新聞に書いてあったこと、坂井市でU字溝のふたのしていないところに観光客の方がはまってしまいまして、坂井市は1,000万円の見舞金を払ったと。これは9月の補正、出しているわけですね。1,000万円の見舞金を払えば今、市長が言うた、例えば3mでしたら、結構な距離をいくと思いますよ。これは保険でやれるんだと言え、そうかもしれないですけど、やはり、それぐらい側溝というのは危険性が伴うと。下手すると、このような賠償までしなければならぬということがございます。市長、是非何とか、ほかのところを工面して、是非、門型側溝は増えたんだという具合にお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。再開は11時5分とします。

（午前10時55分）

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

笹原幸信君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、7番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 笹原幸信、市政会、一般質問を行います。

まず本荘公民館の建てかえについてということで質問を行います。

大変恐縮でございます。私の地元の公民館ということでございます。しかしながら、公民館というものは地元の人だけが使う公民館ではありません。市内全域から気に入った講座があれば、その公民館へ行って講座を受けるわけでございます。言わねば市民のための公民館と言うべきかもしれません。

さて、地区の住民の最も身近なところに存在いたします本荘公民館は、元気なふるさとづくり及び生涯学習の拠点施設として住民及び市民で進められるべきであり、その活動は年々活発になってきております。利用者も23年度は約1万人強となっております。その活動内容は、未来を担う子供たちをはぐくむために子供の居場所づくりの環境づくりを推進するため、文部科学省から地域で子供を育てる事業の委嘱を受け、平成17年、18年は補助金がついたわけでございますが、19年から23年は独自で活動をしております。それから、高齢化社会における地域支援事業でいきいき健康教室なども開催をしております。また、モデル事業では地域づくり、暮らしづくり、人づくり活動に斬新な発想で住みよい地域を目指す先進的な活動を行ったとして、あすの福井県をつくる協会主催の県民ふるさとの集いで21年、まちづくり活動部門優良賞、22年は奨励賞を連続受賞するなど、大きな成果を上げております。そのほか、毎年区長会と共同で実施している地域づくりのための先進地視察、年2回開催されています音楽の夕べ、各種の定期講座、単発講座などの活動は多岐にわたっております。

本荘公民館については、教育委員会としても、その活動に対し高い評価をされているものと思っております。しかしながら、本荘公民館は旧本荘村役場として使われていた建物で、耐震性は全くなく、築六十数年を経た木造の建物であります。最近では土台の腐食によりふわふわした畳の和室や、歩くと窓が震動を起こしたり、またゆがみを生じているフロアは歩行にも不安を感じ、健康づくりのための軽スポーツ活動にも支障を生じております。また、万一のことを考え、できるだけ2階は使わないようにしているとのことでもあります。私は平成17年度から区長会と一体になり建てかえの陳情をして参りましたが、教育委員会からはいまだ明確な方向が

示されておりません。

確か平成22年ごろだったと思いますが、各公民館の耐震診断の予定が示され、耐震工事が順次行われております。本荘公民館について耐震診断の予定に入っていないが、一体どうなっているのかということで全協において質問をいたしました。私は市内の公民館の中で一番本荘が老朽化をしていると。早急に耐震の診断をしてほしいというご意見を申し上げましたが、理事者からの回答はするまでもないということでありました。するまでもないということは、診断をする価値もないということで、建てかえしかないとのことであろうということに理解しております。

先ほども申し上げたように、年間1万人が利用する公民館において老朽化した建物をそのまま放置して万一地震で倒壊し市民に死傷者が出た際には教育委員会として、どのように責任をとるのか、答弁をいただきたいと思っております。行政の最大の役割は市民の安心・安全を図ることが第一であります。市内の公民館において一番危険な建物であると、だれもが認識していますが、教育委員会としては、どのように今後対処していくのかを答弁をお願いいたします。

第1回の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本荘公民館は旧本荘村役場から公民館本荘分館として転用された木造2階建ての建物であり、築後60年余りが経過しております。そのため、建物の老朽化も進み、地域住民の方が使用するに当たり不安を感じたり、健康づくりの軽スポーツ活動などでは支障を来しているとの声もお聞きしております。

もとより公民館は、住民のために生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されており、生涯学習の拠点施設と考えております。これらの目的を達成するためにも、地域のすべての住民の方々が安心して安全に使用できる公民館でなければならず、このことから当公民館の建てかえは急務であると考えております。

したがって、これらのことを踏まえ、今年度中に実施設計委託料を予算化するとともに、引き続き本荘公民館建てかえ工事費の予算化を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 教育委員会の方から初めて今後のスケジュールと申しますか予算化をするということで、ご回答をいただきました。

いろいろ再質問を考えていたわけですが、教育委員会からの前向きのお答えをいただきましたので、再質問はしないでおきます。ありがとうございます。

それでは2番目ですが、幼保一体化に伴う整備についてということで質問をいた

します。

私は、これまで乳幼児教育において2回、この場から一般質問をして参りました。今回が3回目であります。あわら市では、あわら地区の子供たちは保育園と幼稚園の形態をあわせ持った幼稚園を経て小学校へ、一方、金津地区の子供たちは保育園から幼稚園を経て小学校へ入学しております。この異なる形態の現状を踏まえ、制度のあり方を検討した結果、平成18年にあわら市総合振興計画において修学前の教育、保育の充実を図るため幼保一元化の推進、及び民営化の推進の方針が明記をされております。この方針を推進するため、本年7月20日及び8月21日の厚生経済常任委員会において新たな施設整備案が示されておるところでございます。私は所管の委員でございますので傍聴をさせていただきました。その内容は金津保育所を改修して活用すること、また市役所西側の駐車場の場に民活を生かした施設を建設すると説明を受けております。具体的にどのような整備になるかを質問をいたします。また、この新たな私立の設置を建設することは既に立地している私立の保育所の経営を圧迫することにはならないのか。もう一つ、あわら市には公設民営の幼稚園、保育園が5園あります。設立してから10年近く経過した施設もありますが、その施設の完全民営化について、どのように考えているのかをお伺いをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 笹原議員のご質問にお答えします。

金津地区の幼保一体化施設の整備につきましては、議会をはじめ関係者からいただいたご意見やご提案を参考にしながら経済性と安全性、利便性の三つの観点から検討を重ねて参りました。

去る7月20日に開催された厚生経済常任委員会においては、現在の金津保育所を改修するとともに、市役所敷地の南西に隣接する駐車場に民間活力を導入した保育施設を建設する案をお示しし、8月21日に開催された厚生経済常任委員会においては、施設整備に関するスケジュール(案)について協議し、ご理解を頂いたところであります。

その具体的な内容は、まず金津保育所の改修についてですが、現在はゼロ歳児から4歳児を保育しており、5歳児を保育する部屋がありませんので、この保育室の設置を目的とした改修工事となります。また、金津保育所は築後25年を経過しており、外壁や給食室、トイレなど、ところどころ老朽化した部分がありますので、これらについても改修を行い、保護者の皆さんがより安心してお子さんを預けることのできる施設にリニューアルしたいと考えています。

次に、市役所敷地付近に建設する民間施設についてですが、まずは民間事業者を広く募集します。応募のあった事業者を審査し、選ばれた事業者が国の施設整備補助金を活用して施設を建設することになります。なお、金津保育所の改修は平成2

6年度に、民間施設は平成26年度に建設、平成27年4月からの運営を予定しています。

次に、新設保育所を誘致することで既存の民間保育園の経営を圧迫しないのかとのご質問ですが、市は保育の実施者として保護者の保育ニーズに十分にこたえるべく保育の委託先である民間保育園の運営を支援していく必要があります。児童の受け入れに際しては、市が直接運営している公立保育所が調整弁のような役割を担っておりますので、その機能を駆使し民間保育園の運営を支援して参ります。

最後に、民設民営化についてのご質問ですが、市内には五つの公設民営化の施設があります。現時点では幼保一体化を最優先課題として進めていきたいと考えておりますが、民設民営化についても並行して、公設民営化施設に対し協議して参りたいと考えておりますのでご理解を願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) ただいま答弁をいただきました。

新たな施設を市役所の南西の駐車場に建設するというございました。私、思いますには、その場所は市役所の近くですわね。金津高校もございます。それから郵便局、そして市役所と非常に交通が今でも割と通る車両が多いと。特に幼稚園、そこでできますと、市役所の職員の通勤時間とも重なるのではないかなと、そういう気もいたします。そういう点、どのように考慮してやっていくのか、考え方をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、志田尚一君。

市民福祉部長(志田尚一君) 再質問につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

交通量の問題でございます。当該建設予定地につきましては、四方が道路に囲まれたというふうな土地でございます。あわせまして一番通行量の多い東側道路につきましては、いわゆる歩道が設置されてまして、あわせて公園、いわゆる緑地帯が設けられております。したがって、現時点では東側から、その建設予定地に入ると、車の出入りがあるということは一切ございません。また、あわせて、その辺につきましては区画整理事業というようなことで、道路網はしっかり整備をされているというふうな区域でございまして、現時点では交通量の問題については、そんなに心配をしてないというふうな考え方でございます。しかしながら、27年の4月の、いわゆる新たな施設の開園時につきましては、やっぱり相当の交通量が増えるというふうなことがございますので、新たな施設の運営事業者を通じて保護者に対して通園路の徹底、その辺を行政としても、しっかりと今後、協議をしていきたいというふうにございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 特に交通については事故が心配されますので、その点、よろしくをお願いします。

それから私、傍聴していた際にお聞きしたんですが、現在の金津保育所を改修する際に敷地を少し広げたいと、そういう内容のことをお聞きしました。私、ちょっと調べたんですけども、委員会資料で調べましたけども、現在、金津幼稚園も含めまして施設に通ってる子供さんは356人在籍しております。27年の4月に4園となるわけですけども、その定員を足しますと、総定員は400名となっております。現在の在籍者よりも約四十数名多いということでございますので、できることならば金津保育所の定員を減らすことによって、敷地拡張の土地の取得はしなくてもいいのかなと、そういう思いがあります。その点について答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部長、志田尚一君。

市民福祉部長（志田尚一君） お答えをさせていただきます。

今ほど質問でご指摘のあったことは十分、我々としても考慮しているところでございます。全体的な園児数については400という数字が推計されるところでございますが、これにつきましては新たに市役所の南西にでき上がる民間の施設の定員が固まってから、公立のいわゆる定員を見きわめるというふうなことであります。現時点では今、金津保育所、120名の定員でございますが、今現時点では定員を下げるということは考えてはおりません。ただ、もう少し先の話になりますので、見きわめてから定員のことも検討していくということでございます。

あわせて敷地の拡張のご質問でございます。ちょうど議員もご承知かと思いますが、いわゆる金津保育所については、いろいろ住宅地の中にある保育所というふうなことで、いわゆる新しい建設当時から少し手狭というふうなことが言われ続けて参りました。そして今現在も長年の懸案事項ということで、手狭な状態で金津保育所を運営しているというふうなことでございます。あわせて、ここ二、三年前に、ちょうど金津保育所の南側、そこが遊休地になっているというふうなことを確認できましたので、その辺をできれば借り受ける、あるいは買い上げるというふうな、今現在では行政の希望でございますが、そういうことで議会の方にも話を申し上げたところでございます。

つきましては、現時点では、また地権者の方に正式に云々という話は申し上げておりません。今後、速やかに地権者に対して真摯に、そういった話を協議をして参りたいと。できれば、そういう形で、新たな施設のグレードアップをしていきたいというふうなことでございます。中身につきましては、今ほどの園庭が手狭というふうな話も申し上げましたが、もちろん、その部分もでございますし、もう一つは、やっぱり冒頭申し上げましたが、住宅地の密集地にあるというふうなこともございますので、少し朝夕の送迎時の混雑が見られるというふうな状況がございます。したがって、ある程度、送迎時の駐車スペースを、できれば設けられないかというふうなことを今後検討していきたいというふうな考え方でございますので、是非

ご理解を賜りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) はい、わかりました。

それから、民間が幼児施設をつくると。施設整備補助金、言いましたかね、それが受けられると。国、県で2分の1と市が4分の1、事業者は4分の1の負担で済むと、そういう説明であったと思います。これは民間だけが受けられる補助金なんですか。市はだめなんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、志田尚一君。

市民福祉部長(志田尚一君) お答えをいたします。

結論的には民間のみの国の補助制度というふうなことに相成ります。少し私も勉強不足ですが、平成17年までは公立においても補助制度がございました。当時の小泉政権ではございますが、三位一体改革の中で公立については一般財源化というふうなことに相成りまして、現時点では公立は一切ないというふうなことでございます。したがって今後、金津保育所のリニューアルをやっていくというふうなことにつきましても、合併特別債も延びたというふうなことでございますので、それを活用して改修工事をしていきたいというふうなものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 昔は補助金があったんですけども、17年以降、民間活力でずっとやってくると。そうすれば市の負担も少ないということですね。はい、わかりました。

あと、市長が答弁していただきましたけども、民間の保育所を圧迫しないと。金津保育所を定員の調節弁として使うと、そういうことでございました。民間の方も一生懸命頑張っておられます。そういう面を考慮していただいて調整をお願いをいたします。

あと、先ほどの答弁で公設民営の施設について協議していくとの答弁がございました。施設運営、今後の、どのような方向で進めるのかをお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、志田尚一君。

市民福祉部長(志田尚一君) 公設民営化に係る民設民営のご質問かなというふうに思います。

先ほど市長の方からも答弁があったとおりでございますが、現時点におきまして、まず最優先という形で幼保一体化を進めさせていただきたいというふうに考えております。ただ、それぞれの社福法人に対しましては、並行して民設民営化の話もテーブルにのせていきたいというふうに考えているところでございます。

ちなみに、一番公設民営化につきましては、ポプラ福祉会は伊井保育所が今年で9年目というふうなことに相成っておりますし、一番遅いのは北潟幼稚園でございますが、これが現在4年目というふうなことでございます。もちろん何年先にどうするということまでは取り決めはないところでございますが、あくまでも最終的には民設民営化に踏み切りたいという話は、既に社福法人に申し上げているはずでございますし、その時点では、しっかりと民間として保育園をできる、そして財力的にも体力がついているということで行政と社福法人が合意した時点で民設民営化に踏み切りたいというふうなことで今、考えているところでございます。

これにつきましては、一方的に民間に対して頼むぞという話ではございません。あくまでも真摯に行政と社福法人と協議して合意した時点で民設を踏み切りたいということで、もう少し時間がかかるのかなというふうに思っていますが、しっかりと腹を割って話をしていくというふうな考え方でございますので、ご理解賜りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) いろいろ答弁いただきました。

最後に、やっぱり乳幼児教育というのは今、非常に需要であるということが言われております。今から新しい施設をつくるということでありますし、妙安寺さんも今、建てかえをしておるところでございます。ですから、いい施設をつくっていただきたいと、そういうふうに心から念じまして一般質問を終わります。

牧田孝男君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 13番、牧田、通告順に従い一般質問をさせていただきます。

私の通告のタイトルは、北潟湖の環境劣化への対応についてということであります。それでは質問させていただきます。

北潟湖は面積が2.73km²、周囲が14km、全長6km、最大幅1km、最大深水4m、平均水深2.5mで、福井の県内では三方五湖の水月湖、そして三方湖に次いで3番目に大きい湖であります。現在、自然との共生が叫ばれている昨今、福井県内で湖沼を持つ二つの自治体のうちの一つに住むあわら市民の一人として北潟湖の現状あるいは未来に対する関心には大きなものがありますが、近年、この湖の環境劣化がいろいろと取りざたされております。そこで、水質浄化をはじめとした環境整備を充実させるための支出が不可欠であるというふうに私は思います。

さて、私は去る8月の25日だったと思うんですけれども、嶺南の若狭町にある三方青年の家で開かれた三方五湖自然再生フォーラムに縁あって参加して参りまし

た。この湖がラムサール条約に登録されているということもあって、フォーラムは魅力的なものであり、大学教授の「湖及びその周辺の再生に向かって」というタイトルの講演を聞いたり、地域の小学生、中学生から湖周辺の田んぼに昔ながらの生物を引き込むための日常的な活動をしているという、そういう報告を聞いたり、あるいは全国各地の湖沼を持つ場所で展開されている自然再生運動の成果を大型のパネルにもう一度写真でメッセージしているコーナーを歩き回ったりして、先進地での運動に対してさまざまな思いに駆られたわけであります。

翻って、我が町の北潟湖の場合、先ほども申し上げましたが、その現状については何年も前からいろいろとマイナーなイメージがささやかれております。それらを聞くにつけ、しっかりとした解決が果たして可能なのかどうかと不安になってきます。

そこで以下の質問に対してお答えください。

まず1番、数年前、北潟湖の塩分濃度が高くなり、かんがい、つまり農業用水に悪影響を与えたことが議会でも取り上げられたことがあります。その後、再発していないのか、あるいは再発する恐れはないのか。また、その原因として、その数年前に開田橋を大改修したことでの影響があるとも時々聞きますが、実際にはどうなのか、これについて説明をしていただきたい。

それから2番目に、北潟湖の湖底には厚さが10cmから15cmの青みがかった硫化水素のおいがする、いわゆるヘドロが堆積していると言われております。そのヘドロを取るための浚渫工事を何年か前までやっていたと思っておりますが、どういうタイムスケジュールでやっていたのか、また、その成果は上がったのかどうか、このことについて説明していただきたいと思っております。

それから3番目に、昔と比べて岸辺のヨシが少なくなってきたように思われます。湖の浄化のためには、ヨシの力を再び借りることも必要なのではないかというふうに思うわけですが、これについての説明を求めます。

それから4番目に、ブルーギルとかブラックバスとかライギョといった、そういう外来種が増えたことによって湖に固有の固有種をとるか、今までいた魚たちが非常に圧迫されているという話を、よく聞きます。どのような対応をしているのか、これについての説明を求めます。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 牧田議員のご質問にお答えいたします。

まず北潟湖の塩分濃度についてでございますが、平成23年より再び塩分濃度が上昇し稲作に悪い影響を与えております。特に本年は塩分濃度の低下が見られず、田植え時に苗の活着に支障を来す濃度である0.05%から下がらなかったことから、関係圃場に水を送るポンプ場も停止せざるを得ない状況でありました。関係する耕作者につきましては、小型ポンプによりまして水路から水田に水をかけたり、

雨水を再利用いたしまして急場をしのいでおりましたが、夏場になっても塩分濃度が低下しないため水の確保に大変苦労されている状況であります。

近年、地球温暖化の影響によります海水面の上昇等も見られることから今後、市も地元、土地改良区を含めまして抜本的な水の確保対策を行わなければならないと考えております。

なお、開田橋による影響ということでございますが、水門の開閉につきましては正常に稼動しており、塩分濃度の上昇は開田橋の影響ではないというのが三国土木事務所の見解でございます。

次に、北潟湖の浚渫の状況でございますが、浚渫事業につきましては、河川管理者の立場で三国土木事務所が実施をいたしております。事業の実施期間は平成4年度から23年度までの20年間で事業としては既に完了しており、総事業費は14億3,900万となっております。浚渫の実施区域は、北潟湖の中でも特に流入水が少なく堆積物がたまりやすい北潟湖畔公園付近にある昭和橋から南側の区域で、浚渫量は約7万5,000m³とのことであります。

また、浚渫に当たり毎年定点観測を行ってききましたが、特に窒素やリンなどについては緩やかな減少傾向が見られ改善の方向に向かっているとのことであります。さらに悪臭に関しましても湖底の汚濁含有量の低下により悪臭の原因となります嫌気性細菌の有機物分解が減少いたしまして一定の効果があつたと聞いております。

次に、昔と比べて岸辺のヨシ群が少なくなっているのご指摘でございますが、ご存じのようにヨシはイネ科の大型の多年草で、水辺に自生し、自然景観をつくり、水中と水辺の生き物、野鳥のすみかとなります。北潟湖は護岸工事や浸食のために浅瀬の水辺が少なくなり、植物群が生息する地帯が少なくなってきました。また、北潟湖はさまざまな雑排水の流入から富栄養化による水質や水環境の悪化を招いていると考えられています。

議員ご指摘のように、ヨシは成長のとき水中の窒素やリンを吸収して水を浄化する作用があります。しかし、これを逆に刈り取らないと群落は衰えて立ち枯れを起こしまして、水環境の悪化の原因にもなります。

近年、ヨシは、自然浄化作用を持ち多くの生物のよりどころとなるため、その価値が再評価されてきており、ヨシ復元の事業が行われている地域もありますが、北潟湖においては、今申し上げましたように周囲のほとんどが護岸整備され、自生しているところを除くとヨシ群が成育できる地帯は少なく水質浄化の効果は認められないと考えております。

次に、外来魚の対応についてでございますが、北潟漁業協同組合がフクロ網による漁を中心に駆除を実施しております。23年度の実績を申し上げますと、10cm以上のブルーギルを1,158匹、ライギョを326匹、ブラックバス14匹を捕獲し駆除をいたしております。また、外来魚のもたらす悪影響を啓発するために、地元小学生や地区民を対象に駆除のための釣り大会を公民館まつりで開催し、参加と協力を呼びかけております。

外来魚問題は地道な駆除以外には対策はなく、漁業者の減少と高齢化によるマンパワーが不足している現在の状況におきましては、駆除を継続するために漁業者だけでなく地域住民にも生態系に悪影響を及ぼす外来魚への問題意識を持っていただくとともに、人為的放流が招きました問題の深刻さを漁業者が啓蒙し、外来魚の放流撲滅と駆除に理解を求める取り組みを継続することが大切であると考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 4点質問をしたんですけれども、3番目のヨシ群、これについては、そういうふうに関、護岸をして、そのことによつて、もう植えることができないような状態になってきているという説明、これはわかりました。

1番と2番と4番について、ちょっとわかりにくいところがあったので、再度確認のために質問をしたいと思います。

まず1番の塩分濃度の点なんですけれども、今ほどは開田橋の影響はないという報告がありますという、そういう報告を受けたわけなんですけれども、私はどうかというふうに思っています。それは別として、今の答弁の中で、根本的な水の改革対策を行わなければならないと考えておりますという答弁がありました。これは今の状況の中で根本的な水の確保対策というのを、どういうふうにイメージしているのかということについて、それについての返答をお願いしたいのと、それから2番目、浚渫の区域は北潟湖畔公園にある昭和橋から南側の区域で7万5,000m³を浚渫したことによつて完了したという説明がありました。平成22年度に完了したということでありました。完了したということは、その区域において、まずヘドロをとり、なおかつ昭和橋から北側の区域にはヘドロが堆積していないというふうな意味に聞こえたのですけれども、それは、そういうふうにとっていいかどうかということについての説明をいただきたい。

それから、4番目ですけれども、外来種駆除の件についてということで、外来種の問題は地道な駆除以外に対策はなく、マンパワーの取得を補うため地域住民に問題意識を持っていただくための啓蒙活動が必要であるとの回答でしたが、これは先日行った三方五湖自然再生フォーラムの中で、そういう地域、先進地というのかな、そういうところでは、その啓蒙活動というものが積極的に実践されているというような印象を持ちました。このあわら市の場合にも、そういう先進地のありようを見習っていくべきだというふうに思うのですけれども、それについてどう考えるか。

この3点についてご返答、ご説明をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、嶋屋昭則君。

経済産業部長(嶋屋昭則君) 第1点目につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

具体的な水の確保ということでございますが、これにつきましては現在も毎週1

回程度の頻度をもちまして北潟湖の塩分濃度の測定をいたしております。先ほど申し上げましたように、非常に高いと申しますか、現在は0.5%前後の測定値が出てございます。活着時期には0.05%以下と、また成育期には0.1%以下というような濃度の上下のところ、こういう数値が出てきているのが実際でございまして、これらの対応といたしましては、別に水源を求めるということで既に地元の土地改良区ともいろいろお話をさせていただいているところですが、井戸を掘削して、それを新たな水源するとか、そういうことで現在取り組んでございますので、今後も継続した形の中で、そういう協議を続けて参りたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、細川秀己君。

土木部長(細川秀己君) 今の北潟湖畔公園付近から昭和橋から南側の区域で浚渫したわけですが、残りにつきましては浚渫してはございません。

この事業につきましては、総合流域防災事業の関係で平成4年から23年度まで取り組んでいる事業でございますので、今後につきましても三国土木事務所の方に浚渫に関しましては要望して参りたいと思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 1番と2番はわかりました。4番については、そういう先進地での積極的な啓蒙活動を見習うべきだということについて、どうかということも聞いたんですけども、当然そうしたいという返答が多分返ってくるんだろうと思います。

実は、私はきのう『細呂木村誌』というのを借りてきました。『細呂木村誌』の中の項目で開田橋というのがあったんですけども、その開田橋を、ちょっと読んでいました。概略を読み上げます。あくまでも概略ですけど。

明治維新で関所も宿場も廃止になった上に、昔の北陸街道も熊坂新道に変更になって、その後の集落は寂れるばかり。そのなりわいを農業主体に切りかえなければならなくなった。けれども、1戸当たり5反分の田んぼでは個々をしのぐことすら容易ではない。そこで集落民の間には松平春嶽侯の残した開田事業を続けたらという考えが起こった。北潟湖は300町歩の干拓可能の水面があったので明治31年、村の有力者に諮って埋立開田を申請することとなった。曲折があったが、明治41年に細呂木、蓮ヶ浦両区の共同で水田15町の埋立開田を県知事に出願した。これについて北潟漁業組合の反対もあったが、第三者の調停で解決し、同45年1月15日付で許可になった。しかし、工事は遅々として進まず、10カ年の期限も残り少なくなってきたので、しかし田はわずか2町7反しかできなかった。そこで県の指導によって耕地組合を組織し、埋立期間を6カ年延長してもらって工事を再開し、担当技士の献身的な努力もあって埋立開田の夢は三十余年の辛酸を経てようやく実

現した。総面積15町、特典としては開田全域にわたり60カ年免租、つまり税金免除となった。今、細呂木区の入りに開田を見おろしている立派な埋立記念碑が建っている。この開田は集落のなりわいを大きく支えていたが、昭和23年の福井市地震で沈下して被害を受けたので、昭和33年の3月に改良工事を実施して翌34年に竣工した、というような意味のことが書かれておりました。

なぜ、こういうことを今、長々としゃべったかということ、北潟湖周辺の埋立開田というものを実現するために大変な長い年月と、そして先人の大変な苦労があったのだということを申し上げるためであり、それゆえ北潟湖周辺の環境整備を怠ってはならないということを申し上げたかったわけであります。

それから、何度も言いますが、湖沼を浄化するということは、とても大切なことで、実はこれはちょっと個人的な思いといたら個人的な思いになるんですけども、昨年夏に吉崎の蓮如上人記念館で、あの有名な宗教学者、山折哲雄さんのあの講演を聞く、そういう機会を持ったことがあります。私個人は非常に魅力のある人だと思っているので、一字一句漏らすまいと思って一生懸命聞いていました。

山折さんは次のようなことを言っています。日本の代表的な宗教人、詩人であった親鸞及び蓮如、そして芭蕉は3人とも日本海に沿った海岸の道を北上し、あるいは南下した。彼らは道中、日本海に沈む真っ赤な大きな夕日の中に西方浄土を見た。そして、その都度、夕日に向かって深くこうべを垂れていたというようなことを言っていたわけでありますが、これを聞いていて、私は北潟湖の湖面を思い出しました。

夕方に北潟湖の湖面の横の、いわばそばにある道路を通るとき、日本海に落ちる夕日が大きく映し出され、否応なしに敬けんな気持ちにさせられます。そのような気持ちにさせる北潟湖の環境劣化を食いとめ、環境浄化、そして環境浄化を通じての心を浄化させる、そういう湖に戻すということは、当然ながらあわら市が官民挙げて担わなければならない義務であるというふうに思っております。今、幾つかの説明を受けたわけですが、すぐに実現できるわけではなく、どの問題に関してもまだまだ手間暇がかかる、そういう環境浄化の取り組みだと思っておりますけども、そうでありながらも、あらゆる手だてを考え実践していただきたい、そういう意見を申し上げて、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどでございます。

（午前11時58分）

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

山川知一郎君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 日本共産党の山川知一郎でございます。今回は消費税問題と学校給食センターの問題について質問をいたします。

ご承知のように、今国会、先日終わりました国会では民主党、自民党、公明党の3党の実質談合によりまして消費税が2014年から5%から8%に、さらに翌年2015年には10%に引き上げられるということが決まりました。しかし、世論は依然として消費税増税は反対が多数であります。

国会内でも公約違反の消費税増税に対して野党7会派が参議院で問責決議案を提出をいたしまして、消費税増税には賛成した自民党も問責決議には賛成をして問責決議が可決をされました。このことは、いかに国民の消費税増税に反対する声が強いかということのあらわれであるというふうに思っております。

現在の長期不況の中で増税すれば、市民の暮らしを直撃することになりますし、中小業者の倒産、廃業が多発することになると思います。増税が実施された場合、具体的に、このあわら市において市民の暮らしや営業にどのような影響があるというふうに考えられるか、また、市長自身、こういう状況の中で消費税増税がされるということについて、どう考えるのか、伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご紹介いただいたように、いわゆる社会保障と税の一体改革関連法が去る8月10日、参議院において民主、自民、公明3党の賛成多数で成立いたしました。

8月22日に公布されたこの法律により、消費税は平成26年4月には現在の5パーセントから8パーセントに、27年10月には8パーセントから10パーセントに改定されることとなります。ただし、消費税を実際に改定するためには、この法律の附則において、平成23年度から32年度までの経済成長率の平均が名目で3パーセント、実質で2パーセント程度であることを一つの目安と定めており、経済状況を総合的に勘案した上で施行の停止を含めて所要の措置を講ずることとしております。

このように、税率アップの執行停止まで視野に入れた付帯条件をどう判断するかについては、1年半後の政府あるいは国会にお任せするとして、お尋ねいただいた、改定がなされた場合の家計や事業活動への影響についてお答えいたします。

消費税率の改定が及ぼす家計への影響については、金融系シンクタンクや研究組織などさまざまな機関において試算が行われております。

行った機関や試算の方法によってかなり幅があるようですが、消費税が10パーセントになると、いずれか一方が働く夫婦と子供2人の4人家族で年収500万円の世帯では、現在より年間で13万円から16万円までの負担増となるとしている

ところが多いようであります。

また、税率改定直後から一定期間は消費が落ち込み、小売業などの事業活動にも影響が出るものと考えられます。改定前の駆け込み需要により、ある程度の相殺は見込まれるでしょうが、総じて事業活動への影響は否定できないと思います。

このように、国民生活や事業活動に対して少なからぬ影響が予想される消費税率の改定ですが、その出発点に立ちかえるとき、社会保障の充実と一体であることを忘れてはならないと思います。年金や医療費、高齢者福祉などの社会保障については、国レベルで見ると、20年前に約50兆円であった給付費は、今年度予算ベースで2倍の109兆5,000億円となっております。また、このような傾向はあわら市でも例外ではなく、平成16年の合併時に11億8,800万円であった扶助費は、23年度決算見込みで23億3,700万円と、国より早いペースで7年間で2倍に増えております。

国においては、税収をはるかに上回る社会保障給付費の多くを主に赤字国債などで賄っていますが、こうして先送りされた債務残高が900兆円余りあり、その改善を図ろうというのが一体改革法の狙いであるとも言われております。

こうした政策について、多くの反対意見もありますが、いずれにいたしましても、今回の消費税率改定の当否につきましては10年後、20年後において明らかになるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今、市長は今回の消費税増税によって4人家族で年収500万の家庭は年間で13万から16万円負担が増えるというふうに答弁をされました。もちろん、私たちの暮らしに大きなしわ寄せというか、そういうものがあるということは、もう大方一致しているところだと思えますし、同時に中小業者の営業も大変なことになると。今でさえ全国的には中小業者の皆さんの6割から7割は消費税を転化できないと。お客さんに売るときにまともに消費税はなかなかもらいづらいというふうに回答されています。結局、中小業者は皆、消費税分、自腹を切って払っているという状況だと思えます。そして、消費税は経営が赤字であっても払わなければならないと。赤字、黒字に関係なく、どれだけ売り上げがあったかということで課税されるわけですから、赤字であっても納めなければならない。この結果、消費税の滞納も非常に全国的に見れば多額に上っていると言われております。

この間、私の周りの小さい商店とか小さい商売をやっておられる皆さんに聞きますと、今の5%でも、もう大変なのに、10%になったら、とても商売を続けられないという声が圧倒的であります。そういう点では、このあわら市の経済にとっても非常に大きな影響が出るというふうに思います。

それから、二つ目には、今、市長はこの消費税増税は社会保障の改革と一体であると。この間、社会保障費は国全体でも50兆が109.5兆円に上がったし、あわら市でも2倍以上になっていると。その結果、国の財政赤字も900兆円を超える

という状況になっているから、やむを得ないとは言われませんでした。やむを得ないのではないかというふうに、私はちょっと聞こえましたが、実際は国全体を見ますと消費税を増税して本当にそのことによって税収が増えて、国の財政赤字が少しでも改善されたかといえ、実際は全く逆であります。1996年に消費税が3%から5%に引き上げられましたが、この上がる前、1996年の国の消費税も含めて所得税その他、すべての税収は約9兆3,000億ぐらいありました。ところが、5%になった以降の、例えば2010年を見ますと、国の全体の税収は7兆6,000億円。ですから、この間、1年間の税収が1兆4,000億円も減ったと。これが実際であります。そして、ご承知のように、赤字国債も減るところか毎年どんどん増え続けているというのが実際であります。

それから、社会保障費も、確かにこの間の国全体の社会保障費というの全体の額は増えているというふうに思いますが、今回の今、民主党政権が考えている社会保障と税の一体改革の中では、社会保障は充実されるよりも、逆にいろいろ減らされるというのが実態です。例えば、子ども手当、それから高齢者70歳以上の医療費、それから介護利用料、年金、こういうものはどんどん減らされるという案になっております。2015年まででも全体として社会保障費は2兆7,000億円減らすと。さらに中長期的に見ますと6兆から10兆円ぐらい現在よりも減らすという内容であります。

そういうことを考えますと、決して消費税増税は社会保障の充実に役立ちもしないし、それから国の膨大な借金を改善するということにもつながらないということ、はっきりしているというふうに思います。そういう点で、私は消費税増税は一応方案は可決されましたけど、これから年内には多分、総選挙があるであろうし、来年には参議院の選挙も行われます。この選挙を通じて、この増税法案の執行を停止する、あるいはもう廃止するということを、是非しなければならぬというふうに思っておりますが、そういう点を総合的に考えれば、絶対やむを得ないということも言えないのではないかと。

日本共産党は増税せずに社会保障を充実する、そして国の財政も改善をするという提案をしております。それは、今までもいろいろ言われておりますが、第一は大型公共事業などの見直し、不要不急の公共工事を削減すると。これで大体3.5兆円財源ができると。それから今の日本の税制は富裕層、大金持ちに対して非常に甘い。それから大企業に対してもさまざまな特別措置を講じておまして、非常に甘い税制になっております。日本のビッグ3と言われる巨大銀行は、この10年間、実質、国に対して税金は1円も払っておりません。そして、法人税率は高い、高いと言われますが、あのソニーなどは実質税金の負担率は二、三%程度です。それから、個人の所得税も本来は所得が増えれば税金も増えるということが応能負担の原則からすれば当然だと思いますが、何と個人の所得税も1億円を超えると逆に負担率はどんどん下がっていくと。所得1億円で税の負担率は26.5%ですが、逆に、例えば100億の所得があると負担率は14.2%、1億の人に比べて半分近くしか負担を

していないと。こういう非常に大企業や大金持ちに甘い税制を正すということをすれば、財政も改善できるし社会保障も充実することができるというふうに考えています。

今申し上げたようなことを総合的に考えて、市長はどう考えるか、改めて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) いろいろとお伺いいたしましたけれども、そういう議論も含めた上で国会において法律が成立をされたということだろうと思います。私の方から、それ以上、コメントがなかなかしにくいところでもありますので、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 是非、市長にも本当に市民の暮らしを守るという観点から、よく考えていただいて、是非国に対しても実施はしないようにということを求めていると申し上げて、この問題については終わります。

次に、学校給食センターの問題について伺います。

この問題は私が所属いたします総務文教常任委員会の所管でありますので、本来は委員会でいろいろ議論をすればいいのかなというふうにも思いましたが、教育委員会は7月の30日に総務文教常任委員会、また8月の9日にも同じく委員会を開かれて、当初は8月中に臨時議会も開いて、できれば早く、これを進めたいということで非常に急がれておりますが、いろいろ議論をした結果、今のところ、この9月議会に議案も提出されておられません。是非、総務文教常任委員会以外の議員の皆さんにも、また多くの市民の皆さんにも、この問題についてきちっと知っていただき、改めて考えていただきたいということで質問をいたします。

簡単に経過、申し上げますと、一昨年8月に、この話が出てきたと思います、そのときには給食センターを新しく建設するには10億弱、9億9,800万ぐらいできると。ところが、すべての学校を自校方式でやるという場合には18億3,000万かかるということでありました。私は、そのとき、自校方式、市内には小学校が10校、中学校が2校、合わせて12校で18億3,000万円というのは、どう考えても高すぎると、おかしいと。1校1億円以上、給食室一つをつくるのに、一つの学校で1億以上というのは、とても納得できないと。そして、さらに旧金津町は既に自校方式でやっておりまして給食室はあるわけですから、これはそのまま使えるところもあるわけで、そういうことを考えれば18億3,000万は、とても納得できないということで質問をいたしまして、市長も少し高すぎると思うということで、見直しをされました。そして、半年たって昨年の2月、自校方式は見直した結果、12億4,000万でできるというふうに言われました。しかし、そのときも給食センターは10億なので、やはり給食センターの方が財政的に見れば安く上がると。私はお金の問題は別にして自校方式でやるべきだということで反対をいた

しましたが、議員の多くの皆さんは、やはり財政を考えれば給食センター建設もやむを得ないということで賛成をされたというふうに思います。

ところが、今年7月になって、いよいよ具体的に進めるという段階になって、7月30日の総務文教常任委員会では、給食センターの建設費が10億円から一挙に15億7,000万円となりました。8月9日の委員会では、さらに上がって16億1,000万円となりました。これには、もちろん用地買収費等も全部含まれております。そして、どういうわけか、8月9日には自校方式の見直しをしたら18億9,000万というふうに言われました。

7月30日の委員会では給食センターの建設費が10億と言っていたのに15億7,000万、これは納得できないというのが圧倒的委員の皆さんの意見でありました。そのときに自校方式のことについては幾らであったかということだけで、だれも、これを見直せとか、そういう意見は一つもありませんでした。しかし、どういうわけか、わずか10日間で自校方式の費用も見直しをして18億9,000万と。一体どの数字が妥当なのか、今までの経過を見れば全く信用できません。数字が二転三転した理由は何なのでしょう。改めて説明を求めたいと思います。

特に、今も言いましたが、自校方式の金額はだれも見直しを求めていないにもかかわらず、わずか10日で6億5,000万円も増えた理由は何でしょうか。きちんとした説明と、改めて資料の提出も求めたいと思います。

私は自校方式が18億6,000万というのは、どう見てもまともに検討したことではなくて、給食センターよりも高つくというためにつじつま合わせで、こういう数字を出したとしか考えられないというふうに思います。

今回のことは、多くの市民の声を無視して、給食センターありきで突っ走ってきたことの矛盾が露呈したものと云わざるを得ないと思います。給食センター建設より自校方式の方が安くなることが明らかになり、議会がセンター建設に同意した根拠が崩れたわけでありますから、改めて給食センター建設計画を白紙撤回すべきであるというふうに考えます。

議会の中には、もう用地は取得してしまったのだから今さらという声もありますが、しかし今申し上げましたように、根拠自体が崩れたわけでありますから、私は白紙に戻して改めて検討すべきだというふうに思います。この点について、市長と教育長の見解を伺いたいと思います。

なお、おととしのときから、ずっと給食センターが建設ということになった場合でも、細呂木地区は以前より自校方式を継続したいという意志を表明されております。今年4月の議会報告会の場でも、改めて、そういう意見が出されました。これに対して市長は以前、地元の理解が得られなければ、一斉にセンターとならなくてもやむを得ないというふうに言われておりましたが、最近は給食センターができれば細呂木も一緒に歩調を合わせて給食センターにしてほしいというふうにニュアンスが変わってきているというふうに思います。私は、あくまで細呂木地区の意向を尊重して、最初に言われたとおり自校方式を容認するというふうにすべきだという

ふうに思いますが、この点について市長の考えに変わりはないのか、それとも変わったのかということも、改めて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) お答えいたします。

学校給食センター施設の整備費につきましては、これまで議会に対して総務文教常任委員会等で平成22年8月、23年2月、24年6月、7月、8月に説明をさせていただきました。

平成22年8月と平成23年2月にお示した額は、平成元年度以降に建設された他市町村の施設の建設費を参考に概算額として算出したものであります。また、本年6月では基本設計、7月以降については実施設計に基づき算出したもので、それぞれ事業費が異なっております。

基本設計により本年6月にお示した事業費は、それまでにお示した事業費より大幅に増額となりましたが、これは、安全な給食を提供するために衛生管理の整った施設を整備することと、子供からお年寄りまで、あわら市全体の食育を推進する施設を併設することとなったことが大きな要因となっております。

近年、0157を中心とした細菌性食中毒やノロウイルス感染症などが全国的に多く発生し問題視されておりますが、これらの対策のために21年4月に学校給食法が改正され、学校給食衛生管理基準が定められました。その後も、洗浄・消毒・衛生管理・調理技術等において科学的根拠により実効性の高いマニュアルが順次整備されてきております。現在お示ししている施設は、これらのマニュアルに基づき、各用途ごとの調理室の設置や、細菌が行き来しないように作業の流れが一方向となるようなスペースの確保、調理場内の温度と湿度の管理等、食中毒の衛生防止を徹底して行うことができるものとなっております。

また、さまざまなアレルギーを持つ子供たちに対応できるよう、専用の調理室も設けております。

以前の施設ではなかったこれらの施設整備により、整備費が増大したものであります。

次に、全学校を自校方式とした場合の事業費につきましては、平成23年2月に12億4,000万円、本年8月に18億9,000万円とお示しておりますが、本年8月にお示した事業費につきましては、自校方式においてもセンター方式と同程度の安全性を確保しなければならないという観点から見直し、最低限の事業費として算出したものであります。

次に、給食センター建設より自校方式の方が安いのは明らかではないかということですが、同じレベルの安全基準で施設整備を行う場合、一つの大きな給食センター施設を整備するより、12の小さい学校給食施設を整備する方が事業費が安くなることはありません。また、全国的にも学校給食施設において食中毒が発生していない年はなく、あわら市の現在の学校給食施設においても保健所等から衛生面での

施設改善の指摘を受けております。

教育委員会といたしましては、食中毒の防止を最重要課題と考えており、施設の老朽化対応はもとより、児童・生徒の安全を守るためにも早急に学校給食センター建設計画を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、給食センターを建設した場合でも自校方式を希望している地区の要望は受け入れるのかとのご質問でございますが、教育委員会といたしましては、一斉にセンター方式に移行して市内全ての児童・生徒に同じ給食を提供することが望ましいと考えております。現在の自校方式の学校で給食施設が最も新しい細呂木小学校でも、旧衛生管理基準で施設が整備され、調理機器等も一部は旧細呂木小学校時代の古いものを活用しており、このように衛生面が不十分なままの状態では安全な給食を提供するとは言い切ることができません。

このようなことから、地区住民や保護者の理解を得ながら一斉にセンター方式に移行したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) ただいまの答弁ですが、言われたように、新しい学校給食の安全基準は平成21年に改定されたわけですよ。ところが、10億でできるというふうに示されたのは22年でありまして、この基準が改定された以降に10億でできるということを示された。当然、22年に出されたときに、もう既に安全基準の改定がされたということは十分わかっていて、されたというふうに思いますが、なぜ、同じ基準でありながら、こういうことになったのかということは、依然として納得できません。

それから、教育長はこの間、一貫してとにかく安全基準、安全を守るということが大事だということを強調されています。そのこと自体に、私は何も異論はありませんが、しかし実際にはあわら市内の各学校、特に旧金津町の学校は、ずっと自校式をやっておりますが、この間はずっと何十年、食中毒は出ておりません。また、県内の学校給食を自校方式でやっているところを見ますと、新しい安全基準に基づいた施設になっているところも余りないというふうに聞いています。正確な数字はわかりませんが、ほとんどの学校は以前からの施設をそのまま使って、依然としてやっている。だから、それは、できれば最新の衛生安全基準を守った施設が望ましいということはわかりますが、しかし、市は何についても、とにかく財政が厳しいということを盛んに強調されている中で、このところだけ、とにかく新しい基準を絶対守らないかんというふうに言われるのは、私は納得しがたい。

実際に、文科省も、この守れない施設は、もう使用できないというふうには言っておりません。今までやっているところについては、どうしても新しい基準にしなければならんというふうには言っていないというふうに理解をしております。そういう点では、実際に調理をやっている皆さんにも今まで以上に安全衛生を守るという

ことについては細心の注意をしていただきたいというふうに思いますが、何が何でも今、お金がない中で、このことだけは、もうこの新しい基準に基づいて絶対にやらないかんだということは市民からすると納得ができないというふうに思いますが、その点について改めて伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、高橋瑞峰君。

教育部長(高橋瑞峰君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今ほど教育長が申しましたように、平成元年度以降に建設された市町村としての建設費を参考に概算額として算出をしているということでございますが、この段階では、ウエット方式からドライ方式とした場合のセンター方式と自校方式の比較の概算費用でございます。それでありました。

ところが、平成21年4月に新たに学校給食衛生管理基準が改定されまして、その管理基準が改正されたということでございましたが、その段階では全国的にも非常に、そういった施設をつくった事例がほとんどございません。したがって、その当時はあくまでもウエット方式からドライ方式の、そういった概算費用でのセンター方式と自校方式の比較でございました。

ところが今回、本年度6月以降につきましては、実際にO157やノロウイルスなど、食中毒の防止対策のために定められました21年4月の学校給食衛生管理基準に基づいて、衛生管理の整った施設に整備するというふうなことで基本設計、また実施設計を組んだところでございます。

それで今回、自校方式が増えたというようなことでございますが、総務文教常任委員会で資料もお示しし説明をさせていただいておりますが、センター方式と同様に自校方式においても平成21年4月に定められました学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理の整った施設の整備を自校方式で行うとした場合の事業費をお示しをさせていただいたところでございます。

それから、全国的な学校給食施設においても食中毒が発生もしているような状況があります。これにつきましては、学校給食の関係者の日常の努力にもかかわらず、残念ながら食中毒が発生をしているということでございます。参考までですが、全国で過去5年間では、平成19年に5件、平成20年に6年、平成21年に1件、平成22年に2件、平成23年に2件と、ノロウイルスやサルボネラ、さらにヒスタミンなどによる食中毒の事例があったところでございます。この辺は、おかげさまでいいですか、福井県では出ておりませんが、全国的にはそういった件数で出ている状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今のお答えでは、22年、23年の概算を示したのは、新しい安全基準に基づいていなかったと。であれば当然、しかしずっともう昨年、センターでいくということで用地買収をするというときにも、そのままの数字やったわ

けですよ。それに基づいて議会は、それはいろいろ言っても、センターは安いんだからということで、こういうセンターを進めていってもよいという判断をしたと思います。その基準が、今言われたように変わったわけですから、これは判断の基準が、もう大幅に変わったということですから、当然、もう一遍、白紙に戻して検討するというのを、私は当然すべきだというふうに思います。

市長も以前は自校方式の方が安いのであれば、それは当然、自校方式でいくべきだというふうに思うというふうに委員会で答弁をされたことがあります。私は、いや、去年、おとし示したのが古い基準でやって、今、新しい基準で考えたら、こうなるんやということであれば当然、もう一遍全部白紙にして、改めて議会に審議を求めるというふうにするのが当然だというふうに思います。

それから、食中毒の件ですが、確かに今言われたような件数が発生しております。しかし、これは全国的に見れば給食センターで食中毒が発生している例もあります。だから、このことだけを絶対化して私は言うのは、おかしいと。給食センターであっても、自校であっても、食中毒の発生する可能性はあるわけですから。

最後に、市長のこれに対する考えを求めて終わりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) この給食センターに関しては、当委員会を中心とした議論の中では、安全基準をどの時点で、どうやって見込んだかというのが、ちょっと問題になったのかなというふうに思います。一つは安全基準の問題と、もう一つは市内の学校の子供たちに対して今、市がやろうとしている安全基準は、すべての学校。すべての子供たちに適用したいと。一部分の学校は高いレベルで一部分の学校は低いレベルということは、これはもう理事者としては当然できない話でありますから、その2点が、まずポイントかなというふうに思います。

この計画が一番最初でき上がったときには、先ほども答弁いたしましたけれども、新しい安全基準での例が余りなかったようです。担当としては、そういう非常に高いものですから、新しいものは、従来の形で平均的なものを一番最初、出したようであります。私がお話を聞いたときに、結構高いもんだなと正直思いました。この物件については、委員会でも申し上げましたが、仕事ですから、今まで各学校の耐震化を進めてきたり、あるいは雲雀ヶ丘寮の新築をした、そういう建物と比べて、平米当たり、あるいは坪当たりの単価が非常に高いものですから、これは高いだろうという印象は持ちましたので、そういうことは率直に申し上げた記憶があります。普通の感覚でいえば、もう少し安くなるんじゃないかというふうに申し上げたのは実はあります。そのことも前回の委員会で申し上げたと思います。

それと、数字は変わってきたというお話ですけども、今ほど申し上げましたように、安全基準をどの段階でしんしゃくするようになったかということについて、ちょっと委員会の方で不信感を持たれたのかなというふうには思います。ただ、これは山川議員ご自身が委員会でのメンバーでありますので、この経緯は、よくご存じ

だと思えます。どういうわけが変わったということ、2回さっきおっしゃいましたが、どういふわけが変わったかは全部、その都度ご説明もしてありますし、資料提出をとおっしゃいましたけれども、資料も提出をしております。そういう十分な議論をしている中であるということは、ひとつ山川議員、是非これは公開の場でそういうおっしゃり方をしますと、あたかも何かごまかそうとしているように受け取られてしまいますので、是非それはご容赦願いたいというふうに思えます。

それで、高いという印象を持ったのは、そういうことであります。

それから、もう一点は、自校方式を維持したいというふうな希望の強い学校があるということは十分承知しております。これについても、市長はそういうことを認めるような発言をしたのではないかというふうにおっしゃいましたが、これはもう一番最初のときに給食方式をどうするかという庁内での議論をしました。そのときに検討委員会がありました。その検討委員会の調査結果を、これは議会にもお示ししたと思えます。その中の選択肢の一つとして、段階的な導入ということも入っていたと思えます。そのことの意味について、議会とのやりとりの中で、私はそういう発言をしたことを覚えております。

ただ、その後、いろいろと議会とご相談した後に、理事者として最終的にどうするのかという決断をしたのが学校給食センター方式でいくという決断をいたしました。それ以降は、せっかく大きなお金をかけてセンターをつくっていくわけですから、また先ほどもおっしゃいましたように、すべての子供たち、一番高いレベルでの給食の安全性を確保したいという思いから、もう、とにかくぎりぎりまですべての学校がセンターに入っていくように説得し続けますというふうな発言をし続けてきたはずであります。決して私の、流れの中で、ひとつご理解いただきたいというふうに思えます。

したがって、センター方式については、全く撤回するつもりはございませんし、逆に、是非議会の皆様方のご理解をお願いを申し上げたいというふうに思えます。

8番（山川知一郎君） 終わります。

散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日から20日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、9月21日、再開をいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後1時46分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 4 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第 6 2 回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成 2 4 年 9 月 2 1 日 (金)

午後 1 時 3 0 分開議

1 . 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 8 1 号 平成 2 4 年度あわら市一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 3 議案第 7 6 号 平成 2 4 年度あわら市一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 4 議案第 7 7 号 平成 2 4 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 5 議案第 7 8 号 平成 2 4 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算
(第 1 号)

日程第 6 議案第 7 9 号 あわら市防災会議条例及びあわら市災害対策本部条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 8 0 号 市道路線の認定について

日程第 8 請願第 3 号 学校給食を自校方式で継続することを求める請願

追加日程第 1 議案第 8 1 号 平成 2 4 年度あわら市一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 9 発議第 6 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

日程第 1 0 発議第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第 1 1 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 1 2 議員派遣の件

1 閉議の宣告

1 市長閉会あいさつ

1 議長閉会あいさつ

1 閉会の宣告

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	小坂康夫
財政部長	田崎正實	市民福祉部長	志田尚一
経済産業部長	嶋屋昭則	土木部長	細川秀己
教育部長	高橋瑞峰	会計管理者	出口誠一
市民福祉部理事	坂東雅実	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	道地菊代	補	佐渡邊清宏
主査	宮川豊一		

開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時28分）

会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番、宮崎 修君、16番、山川 豊君の両名を指名します。

議案第81号の提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第2、議案第81号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議長（向山信博君） 本案に対する、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第81号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、一般会計補正予算（第5号）について、3億6,025万9,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億5,156万9,000円とするものであります。

今回の補正は、去る7月21日に発生しました豪雨災害による農業用施設等の復旧に要する経費及び給食センター整備に要する経費を追加するものであります。

それでは歳出についてご説明いたします。

まず、農林水産業費の農地費で小規模土地改良事業補助金3万2,000円、災害復旧費の農地災害復旧費で災害復旧に係る工事請負費120万円、災害復旧事業補助金326万7,000円を計上するほか、農業用施設災害復旧費で災害復旧に係る工事請負費825万円、災害復旧事業補助金797万円を計上いたしております。

次に、教育費の給食センター整備費で、申請手数料38万3,000円、設計及び工事監理に係る委託料879万円、整備工事請負費3億3,036万7,000円を計上いたしております。

なお、この給食センター整備事業につきましては、事業期間が今年度と来年度の2カ年にまたがることから、10億7,106万円を限度額とする債務負担行為を設定いたしております。

次に、歳入であります。分担金及び負担金の災害復旧費分担金で農業用施設及

び農地の災害復旧事業分担金170万円、国庫支出金の教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金1,758万7,000円、県支出金の災害復旧費県補助金で農業用施設及び農地の災害復旧事業補助金580万円、前年度繰越金2,977万2,000円をそれぞれ計上するほか、市債について3億540万円を追加補正し、同額を給食センター整備事業に係る保健体育債として計上いたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております、議案第81号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。

（午後1時32分）

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時22分）

議長（向山信博君） お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定しました。

議案第76号から議案第80号、請願第3号の

委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第3から日程第8までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案については、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 総務文教常任委員会審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月11日、12日の2日にわたり市長、副市長、教育長及び担当の部課長の出席求め、当委員会に付託されました議案第76号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第4号）所管事項、第79号、あわら市防災会議条例

及びあわら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての2議案、請願3号、学校給食を自校方式で継続することを求める請願について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第76号、79号については全員賛成、可決すべきものと決しました。請願第3号については挙手少数により不採択と決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案76号、平成24年あわら市一般会計補正予算(第4号)所管事項について所管課ごとに申し上げます。

総務課所管について申し上げます。防犯灯設置事業補助金26万6,000円の増額について、申請が出るたびに補正するのかと問いに、理事者からは新設の申請ではなく防犯灯の球切れによる申請であり、最近は蛍光灯からLED化の申請が多いとのことで、現状はそうであるとの答弁がありました。

政策課所管について申し上げます。福井坂井地区広域市町村圏事務組合の平成23年度決算額確定に伴う事務費負担金175万1,000円、電算共同利用費2,630万8,000円の減額補正に関しては、特に質疑はありませんでした。

教育総務課所管について申し上げます。金津小学校南校舎外部手すり取り付け工事61万円について、2階全部に取りつけないのか、また3階はどうするのかとの問いに、理事者からは、工事該当箇所については収納棚があり、そこを登る可能性があるための処置である。それ以外の箇所は収納棚が設置されていないため、十分な高さがクリアされているため現状のままであるとのことで、3階はテラスになっており外の部分にスペースが確保されているとの答弁がありました。3階テラスについて、低すぎないのかとの問いには、高さ的に1mあり、よじ登らない限り大丈夫であるとの答弁がありました。

金津中学校地下ポンプ取りかえ工事44万円について、水がたまるとの理由であるが、原因調査はしていないのかとの問いに、理事者から雨が降るとクラック等から水が浸入してくるものであり、現在も水がたまっており、故障のため新しく交換するものであるとの答弁がありました。

このほか、金津東小学校校内放送設備入れかえ工事として225万円が計上との説明がありました。

文化学習課所管について申し上げます。創作の森入居作家環境整備事業補助金50万円については、新規入居作家、作曲家のヤマグチノリコ氏が居宅を構えるとのことで、敷地造成に係る補助金申請であり、限度額50万円を補助するものであります。委員からは敷地造成には総額幾らかかるかの問いに、200万円強であるとの答弁がありました。

次に、議案79号、あわら市防災会議条例及びあわら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

災害対策基本法の一部改正に伴い、本市の防災会議条例、災害対策本部条例の影響する部分を一括して改正するものとの説明がありました。主なものは、防災会議

の構成メンバーの項目を加えたものであります。

委員から、防災会議の構成メンバーの問いがあり、理事者からは市長が会長、三国土木事務所所長、警察署長、医師会、区長会、商工会、JA、NTT、赤十字奉仕団など20名との回答がありました。

また、防災会議の開催状況はどうなっているのかとの問いに、理事者からは地域防災計画の大幅な改正等を行う場合に意見を伺うために開催するものであり、定期的な開催するものではなく、去年はゼロ件との答弁がありました。

次に、請願第3号、学校給食を自校方式で継続することを求める請願について申し上げます。

この請願は、学校給食すべてをセンター化させるのではなく、優れた食育教育を推し進めるため、自校方式の継続を望む請願であります。

紹介議員からは、市は農業を基幹産業としており地産地消を推進してほしいと考えている。子供には温かい美味しいものを食べさせてあげたいとの意見でありました。

委員からは、給食センターが悪いとは思わない、味に変わりはない、給食センターでの地産地消が成立できるような方法を研究してほしいとの意見や、昨年、議会で用地取得も議決しており、今さら自校方式には賛成できかねる等の意見が出されました。

最後に、追加報告として、学校給食センター建設工事の変更(案)についての説明がありました。

説明の冒頭、理事者からは、学校給食センター建設については説明当初から今日まで何かと事業費の変更等、混乱を招いたことに対して謝罪がありました。説明については、基本設計から約2,000万円減の実設計となったとの経緯の説明がありました。

なお、学校給食センター建設に係る予算につきましては、本日最終日に追加案件として上程され、当委員会に付託され審議されましたので、後ほどご報告いたします。

以上、当委員会の付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長(向山信博君) 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番(山田重喜君) 厚生経済常任委員会、審査の報告を申し上げます。

当委員会は9月13日、14日の2日間にわたり、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第76号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第4号)所管事項をはじめ4議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案4件については、いずれも所要の措置であり挙手採決の結果、

賛成全員でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以下審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず議案第76号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（所管事項）について所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管について申し上げます。交通指導員報酬7万4,000円の追加補正については、1名の指導員を追加任命するためであります。委員から、今回1名追加されても定員より5名下回っている。交通指導員を退任する方が後任を見つけないと退任することが困難な状況である。区長会に趣旨説明を行い、地区から推薦してもらわないといけないとの意見があり、理事者からは早速、区長会に依頼し、定員の25名に近づけるように努力したいとの答弁でありました。

太陽光発電導入促進事業補助金120万円の追加補正について、委員から、今回補正上限4万8,000円の25件分を要求しているが、実績を見ると4万8,000円より多く補助している場合があるが、それはどうしてかとの問いがあり、理事者からは、市内の業者と市外の業者では上限金額が異なっており、市内業者は6万円、市外業者は4万8,000円となっているためであるとの答弁でありました。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金2,427万1,000円の減額補正について、委員からは、余熱館ささおかは指定管理を行っているのに修繕費を追加で交付しているのはなぜかとの問いがあり、理事者からは、基本的に簡易な修繕は指定管理者が対応することになっている。しかし、修繕費が100万円を超える高額な修繕については、広域圏事務組合が負担する規定になっているとの答弁がありました。

次に福祉課所管について申し上げます。日中一時支援給付費204万円の減額、放課後等デイサービス427万円の追加補正については、障害者自立支援法の一部改正により補正が必要になったとの説明があり、委員からは、特に質疑はありませんでした。

次に子育て支援課について申し上げます。産休等代替職員費補助金（私立保育所分）137万8,000円、同じく私立幼稚園分35万3,000円について、委員から、保育士の給与は事業者ごとに異なっていると思うが、補助金そのまま臨時保育士に支払われるのかとの問いがありました。理事者からは、補助の金額は1日に5,600円を事業者を支払うものである。通常事業者は、それ以上の金額を臨時職員に支出しており、差額は事業者が持ち出して支出しているとの答弁がありました。

公設民営化の保育所、幼稚園について、ソフト面についてもバランスをとるため市がチェックする必要があるのではないかと問いがあり、理事者からは所管課で精査、研究し差異がないように指導したい。民設民営化に向けた協議もしたい。行政も出来る範囲で指導、支援を行いたいとの答弁がありました。

次に健康長寿課所管について申し上げます。市民後見推進事業108万4,000円については、委員からは、市民後見推進事業であるが、23年度からの継続事業

で、今年度新たに養成するのではなく、昨年度に受講した方をグレードアップさせるのかとの問いがあり、理事者からは、昨年受講した25名がすぐに担い手として適正に活動できるものではないため、今年度は実地も含めレベルアップしたいとの答弁がありました。

予防接種事業219万1,000円の追加補正は、予防接種のポリオが9月から生ワクチンの集団接種2回から不活化ワクチンの個別接種4回に切りかえとなるため、補正をお願いするとの説明でありました。委員からはポリオだが既に生ワクチンを1回接種した方など指導は徹底しているのかの問いに対し、保護者には場合に依じた詳しいスケジュールをお知らせしている。また医療機関にも訪問し詳細を説明しているとの答弁でありました。

次に上下水道課所管について申し上げます。雑入で坂井地区水道用水事務組合負担金清算金13万4,000円の歳入のみで、特に質疑はありませんでした。

次に農林水産課所管について申し上げます。土地改良施設維持管理適正化事業による布目排水機場整備補修工事900万円について、委員からは、設計に係る査定は行っているのかとの問いがあり、理事者からは、業者からの見積もりによる予算を要求しているとの答弁がありました。委員からは、排水機場は特殊な設備である。どうしても既設メーカーが修繕や更新を行うようになる。よって既設メーカーは高い見積もりを提示してくるため、専門家に査定してもらい、設計額を抑える必要があるとの意見がありました。

次に観光商工課所管について申し上げます。新規事業で観光まちなみ魅力アップ事業600万円について、移動式フラワータワーやフラワーバスケットを設置し、観光客にまちなかを周遊する仕掛けを行う事業であります。委員からは、3年間は補助事業であるが、その後はどうなるのかとの問いがあり、理事者からは、補助がある3年間で、地域住民が自主的に花づくりや管理をしようという気持ちになってもらうように体制づくりを進めたい。3年目以降のことについては、ボランティアが積極的に取り組んでもらうことを前提に、花代の一部について市が負担したいと考えているとの答弁がありました。

工業導入促進経費1億821万9,000円については、株式会社SINDOUと小林化工株式会社に対する企業立地助成金等であります。委員からは、雇用促進奨励金だが今後、新たに地元の雇用を増やした場合、奨励金の対象にならないのかとの問いがあり、理事者からは、操業後の新規採用は対象にならないとの答弁がありました。

次に議案第77号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

補正予算の内容は、後期高齢者支援金、介護納付金については24年度確定額に伴うもの、療養給付費等返還金については23年度実績に基づく返還金であり、委員からは特に質疑はありませんでした。

次に議案第78号、平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第

1号)について申し上げます。

送水ポンプ場改良費等2,160万円については、7月21日のゲリラ豪雨により送水ポンプ場の地下に設置してあるタンクの水が濁り送水できない事態になった。原因は、ポンプ場のオーバーフロー管の排水口より雨水が逆流したためである。早急に解消するため、地上にタンクを設置する必要性が生まれたとの説明がありました。

委員からは着水井が地下になった理由はなぜかとの問いがあり、財産区からは、送水ポンプ場は昭和35年に設置したため、当時の経緯は不明であるとの答弁がありました。また財産区からは、雨水の逆流を防ぐために、オーバーフロー管にバルブをつけて、豪雨の時にはバルブを閉め逆流を止める措置を取ったとの報告がありました。

次に議案第80号、市道路線の認定について申し上げます。

県道北潟平山線のバイパスが完成したことにより、従来の県道を市道として認定するものであります。

委員からは民家のあるところは道路の幅員が5mに満たないところがある。幅員が狭い道路を市道に認定するため、何か規定を設けているのかとの問いがあり、理事者からは、規程は特になし。県がバイパス工事する時、バイパス完成後は従来の県道を市で引き取るとの約束になっていたとの答弁がありました。

次に、継続審査になっております請願第2号特急列車廃止・削減反対の意見書提出を求める請願については、前回同様、時期尚早との意見があり、今回も継続審査とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託された案件の審査経過と結果を申し上げ報告といたします。

議長(向山信博君) これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

議長(向山信博君) これから、日程第3から日程第8までの討論、採決に入ります。

議長(向山信博君) 議案第76号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第4号)について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) これより、議案第76号を採決します。

本案に対する両常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第77号、平成24年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第77号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第78号、平成24年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第78号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第79号、あわら市防災会議条例及びあわら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第79号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第80号、市道路線の認定について、討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第80号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(向山信博君) 請願第3号、学校給食を自校方式で継続することを求める請願について討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 13番、牧田、学校給食を自校方式で継続することを求める請願に対する反対意見を述べたいと思います。

給食方式の件ですが、昨年11月の臨時議会で給食センターの設計業務委託料、土地購入費などが議会承認されております。骨子を述べますと、平成23年11月2日の臨時会において議案第74号、教育費の給食センター整備費で学校給食センター建設に係る設計業務委託料3,485万5,000円、土地購入費1億279万9,000円など、計1億3,770万円を計上した議案が上程され、議会はこれを賛成多数で議決しております。

先ほどの総務文教委員会委員長の報告にもありましたが、議会承認されたものは、個々の議員で反対意見があったとしても議会意思が一つになったという言うべきでありまして、この自校方式を求める請願に賛成するということは議会制民主主義の否定につながるものではないかと危惧するものであります。この請願の理由を読みますと、自校方式を求める声が大変に大きいということが書いてありますが、私自身、自分が自校方式で育ってきたので、初めはそう思っていました。しかし、実際に保護者などの声を個別に聞いてみると、そうでもないという印象を持つようになっております。決して大きい声ではないと思います。自校方式には自校方式のよさがありますから請願者の思いはわかりますが、センター方式が議会で承認された現在、選択肢はセンター方式の中に自校方式以上のよさを求めていくこと、それ以外にはないと思います。よって、私はこの請願に反対いたします。

以上であります。

議長(向山信博君) 次に、原案に賛成の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 自校方式を求める請願に賛成の討論を行いたいと思います。

まず第1に、私は一貫して学校給食はセンター方式ではなく自校方式が望ましい。これは財政的な問題ではなくて、本当に子供たちの給食はどうあるべきかということを考えてときに自校方式が望ましいということでありまして。

理由は、現在の子供たちは毎日食べている給食の食材がどこで、どのようにつくられているか、ほとんどわかっておりません。野菜なども旬の食材は、旬とは一体、例えばダイコンであれば、いつが旬か、ジャガイモは、いつが旬か、そういうことは、ほとんどの子供はなかなかわかっていないというふうに思います。こういう中で、本当に地場産の食材を使って給食を進める、いわゆる地産地消を進めることとともに、実際に農業体験をするなどしてみれば、子供たちは本当に自分たちが食べている食材が、どこでどのようにつくられるかということを、しっかり認識できるというふうに思いますし、それを通じて食に対する感謝の気持ち、農業の大切さ、そういうことを理解させることができるというふうに思います。現に福井県下を見ましても、まだ半数以上の小学校は自校方式の給食を行っております。

ところで、今回の議論を通じまして、私は今ほど申し上げたようなことが食育の中心であるというふうに考えておりますが、理事者が考えている食育ということと大きい認識の違いがあるということを感じました。この原因は、この議論が始まったときに、あわら市には食育推進計画も、まだできておりませんでした。私が食育推進計画もなく食育について論じるのはおかしいではないかと指摘をいたしまして急遽、食育推進計画がつくられました。しかし、この計画をつくる課程では、議会での議論というものは何もなされませんでした。ここに食育についての大きな認識の食い違いができてきた理由があるのではないかというふうに思います。この点については今後しっかりと議論をしていく必要があるなというふうに思います。

なお、今、牧田議員が言われた学校給食についてはセンター方式でやるということは、昨年12月議会で決定をされたというふうに言われました。しかし、この点については、私は一般質問でも申し上げましたが、昨年12月時点では給食センターの建設費は10億円、そして自校方式であれば12億4,000万円、自校方式の方が高いという前提で、多くの皆さんは財政的に厳しい状況もあり給食センター建設のための用地取得を承認をされたというふうに思います。こういう前提が間違っていたわけですから、それを理由にして、もう議会で決めたのだから、これを今さら蒸し返すのはおかしいというのは、私はそれこそおかしな議論ではないかと。前提が違っていただけですから、きちっと白紙に戻して検討すべきだというふうに考えます。

以上で、請願に賛成の討論といたします。皆様のご理解を心からお願いするものでございます。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 学校給食を自校方式で継続することを求める請願について、反対の立場で討論いたします。

現在のあわら市では金津地区のすべてにおいては自校方式、芦原地区ではセンター方式と、それぞれ形態の違う方法で運営されております。芦原地区は完全給食、

金津地区では、細呂木、吉崎小学校の完全給食を除き、金津、伊井、金津東小学校、金津中学校の4校ではご飯を家から持っていき、おかずだけを各学校でつくるという補食給食、いわゆる不完全給食制となっております。1年前の夏に、この説明を受けたとき、私は、まずこの暑い夏の盛りに子供たちが朝持っていったご飯がお昼まで、どのように保管されているのかが心配で、理事者に聞きましたところ、そのまま教室や廊下に置いて、それをお昼に食べているということでした。そして、給食にご飯がない理由として、炊飯設備のないところや、かつてはあった設備が使えなくなり、そのままになっているところなどがあるということも聞きました。安全で安心できる食事をと盛んに言われるこのごろです。朝詰めたご飯が5時間程度、暑い中に置かれたからといって傷みはしないのかもしれませんが、私は、この話を聞いたとき、これは何とかしなくてはいけないと強く感じたものです。

設備の面でいうと、芦原地区の給食センターは築40年が経ち、建物、調理器具とともに老朽化が進んでいます。金津地区の各学校の設備自体も、いずれは器具の故障など入れかえの時期は必ず訪れます。また、費用問題も発生いたします。施設、設備については、現在の床に水を流しながら行うウエット方式から、常に床を乾かした状態で細菌の増殖を防いでいくドライ方式へと、またHACCPの対応など、より高度な安全、安心を時代とともに改善する方向へと世の中は変化しています。また、自校方式とセンター方式の比較を見ても、全国では約半々です。県内小学校では自校が6、センターが4、中学校では自校が4、センターが6の割合となっております。生徒数も少なくなり、築も40年から12年たった建物となっている今は、いろいろな角度から総合的に判断してセンター式へ移行することも致し方ないかなと考えるところです。

センターの給食はまずいいのではないかと、自校式の学校からにおいが消えてしまうのはさみしい、いろいろな意見があるのはわかるし、また当たり前だと思います。どちらにもいいところ、悪いところがあります。莫大な費用もかかりますが、これは将来に対する選択の一つなのではないでしょうか。出された請願には、地元の人や子供たちのつくった野菜をつかった温かいおいしい給食を、また地産地消を多くに取り入れ子供たちに食育教育をと書かれてあります。私もそのとおりだと思います。しかし、私はそのことを給食センターでできる限り取り入れてもらえないかと思っております。

あわら市は都会の真ん中ではありません。周りを見れば田や畑が広がり、山、川、海に囲まれた自然いっぱいの町です。そこで育てられたお米、野菜などを給食に取り入れ、各地に伝わる地元のものを使った郷土料理などを、たまにはつくって、子供たちに、是非自分のふるさとを思う心を食育教育の事業ではぐくんでもらいたいと願っています。もしセンター方式になったら1日3,000食という食材を地域の中で地域の中で供給できるような、そういうシステムづくりを、是非理事者には研究していただきたいと思っています。そのことが、考えてみれば、食材を生かした食育教育になるのではないかと考えています。

最後に、ある父兄、お母さんの話を紹介したいと思います。金津地区の小学校の自由参観日があり、あるとき、給食の時間に行ってみようと思い立ち学校に行ったそうです。入った途端、おいしそうな給食のにおいがあたり一面にしていたそうです。あ、あのころと同じにおいがしていると、とても懐かしく子供のころを思ったそうです。そのお母さんは、センター方式ですずっと育てこられた方です。もう1度、給食を食べてみたい、できるなら両方を食べてみたい、そんな思いがしたとお話してくださいました。

今、この時期、私はセンター方式でよいと考えています。調理する場所が自校からセンターへ変わるのであって、教室とセンターとの縁を切らないこと、そこに食育教育が存在していることが何より大切だと考えます。今回の請願には十分理解はできますが、自校式を取り入れることには賛成することができず、反対の討論いたします。

終わります。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） ないようですので、これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、請願第3号を採決します。

この請願に対する総務文教常任委員長の報告は不採択であります。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立少数です。

したがって、請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

議案第81号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） お諮りします。

議案第81号については、各常任委員会に付託し、審査願っております。よって、これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（向山信博君） 追加日程第1、議案第81号、平成24年度あわら市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

各常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5 番（三上 薫君） 総務文教常任委員会審査の報告を申し上げます。

当委員会は、本日、市長、教育長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第 8 1 号、平成 2 4 年度あわら市一般会計補正予算（第 5 号）教育総務課所管、給食センター整備事業について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第 8 1 号については所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

この件につきましては、8 月 2 8 日、全協において報告したとおり、7 月 3 0 日、8 月 9 日と当委員会に置いて説明を受けてきたものであります。

事業費については、当初の計画より 4 割を超える大幅に増額されたものであり、委員からはこのままでは市民に説明できないとの懸念が多く出され、事業費等の再考を求めたものであります。

9 月 1 2 日の当委員会での理事者の説明では、建築工事、機械設備工事、厨房設備費において設備の縮小、材料等の変更により、前回示された実施設計額に比べ税込 4, 2 6 5 万 6, 0 0 0 円を減額するものであります。それを受け、今回、平成 2 4 年度分として 3 億 3, 9 5 4 万円が補正予算として上程されたものであります。なお、この給食センター事業費につきましては、事業期間が今年度と来年度の 2 カ年にまたがることから、1 0 億 7, 1 0 6 万円を限度額とする債務負担行為を設定いたしております。

委員からは、工期の 7 月末までに完成するののかとの問いに、理事者からは工期内で完成し、夏休み期間中に十分な研修を行い、新学期から万全の体制で配給したいとの答弁がありました。

また、協議を重ねる中で食育センターの話が大きくなってきており、議員間の議論も十分ではないとの意見に、理事者からは当委員会とは所管が違うため十分な説明ではなかったかもしれない。8 月の委員会で説明させていただいたが、担当の健康長寿課では従来事業にプラスして 1 3 の事業を予定しており、今後提案していくので議論願いたいとの答弁でした。

また、委員から、新設する給食センターは最新の安全基準に基づくとのことであるが、安全安心な給食の提供の意識を持つことと、食育センターについても有効活用を考え、市民の食育を推進してほしいとの要望がありました。理事者からは、これまで給食の安全性について強い危機感を持っていた。給食センターが完成すれば安全性を確保できるので、安全を最優先で考えていくのは当然であり、我々の責任である。また、食育に関してもハード面も大事であるが核となるのはソフト面であり、今後、食育に関しては考え方、計画等々は意識づけしていきたいとの答弁でした。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告いたします。

議長（向山信博君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番(山田重喜君) 厚生経済常任委員会審査の報告を申し上げます。

当委員会は本日、副市長、及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第81号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第5号)所管事項について慎重に審査いたしました。

審査の結果、所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

農林水産課の農地費において、小規模土地改良事業補助金3万2,000円、災害復旧費の農地災害復旧費で災害復旧に係る工事請負費120万円、災害復旧事業補助金326万7,000円、農業用施設災害復旧費で災害復旧に係る工事請負費825万円、災害復旧事業補助金797万円を補正するもので、すべて7月21日の集中豪雨により被害を受けた農地及び農業用施設の復旧費であります。

委員からは、激甚災害に指定されたため、今後、国庫事業については、補助金のかさ上げがあるらしいが、小規模災害の市単独事業の補助金についても、国から特別交付税措置などないのか、また、農地災害において、土地改良区が事業主体となっており、個人の負担金は発生しないのかとの問いがありました。理事者からは、市単独事業については、国からの助成はないと聞いている。また、個人負担については、事業主体は土地改良区であるが、土地改良区が個人へ負担金を徴収するとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長(向山信博君) これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 総務文教常任委員会の委員長さんにお聞きしたいんですけど、平成23年12月ぐらいのときには、学校給食の建設整備事業費は約10億円と。その中から、前回の基本設計、第1番目のときには14億3,500万円。4億3,500万円ぐらいが、どんと上がったことになります。そして、最終的にきちっと、もう少し精査していただきたいという委員会の意向も含み、税込み4,265万円減額されたということは、約13億9,000万円ぐらいかなと思われれます。でも、約4億3,500万円増えて、なおかつ4,200万円ということは、大体10%ぐらい元に戻ったという形に、僕自身は感じるんです。ということは、90%まではね上がってるままの状態だというふうに感じてなりません。じゃ、10%下がっただけでは、僕自身は納得はなかなかできかねる部分が大いに残っているわけなんですけど、委員会で、やっぱりこれは納得できるものやと、これだから当然4億円が上

がったのは仕方ないんだと、そういった当然、意見が交わされたのかと思われま
す。そういったものというのは、どういった中身のものがあつたのか、だから4億
円が上がつたという、その根拠の部分、先ほどの委員長報告では見えなかつたも
んで、その根拠の部分、主となる部分をお聞きしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 三上委員長。

5番(三上 薫君) ただいま北島議員のお答えを申し上げたいと思ひます。

確かに当初は9億9,700万、約10億との予算化されたものであつたと私は聞
いております。しかしながら、その後、米原給食センター並びにオール電化等々、
それから食育でございます。それらを含めての金額が14億1,000万円ござい
ます。それから8月9日に14億3,700万ですか、2,000万上がった。これ
では委員会でも当然、通らないということで、いろいろ議論をいたしました。理事
者からは、オール電化、また食育が当初は3,000食、1,500㎡から2,847
㎡に増えたということも勘案して4億増額になつたという説明でございました。し
かしながら、委員会では再三、検討いたしましたけれども、理事者は、これ以上も
う材料も落とせない。せつかく食育も給食センターに兼ねてやるということで、
各公民館等の絡み合いもありまして食育を兼ねてやっていくということで、委員
会である程度納得して採決したわけでございますので、よろしくお願ひをいたし
ます。

議長(向山信博君) ほかに質疑ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) すいません、一般的な僕の個人的主観でございます。普通なら
ば僕だったら家を建てるので、仮に、金額は全然けたが違ひますが、仮に1,000
万の建屋を建てたい。その中から一千四百数十万円になつたという時点で、ち
よつと待てよと、普通、施主側からして、そう思うと思ひんです。ということは、
理事者側として、そう思つたんじゃないかな。そういう問いかけというのは、ど
んと上がったことによつて、理事者側がちよつと値段上がり過ぎたから、普通、一
般的なら、幾ら幾らでできないかとか、そういう問いかけを設計業者にしたのか、
しなかつたのかというのを委員の皆様から意見、出たんじゃないかなと思ひん
です。その点、そういう意見があつて、答弁がどのようなものだつたのかだけ、
すいません、お願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 5番、三上委員長。

5番(三上 薫君) 再三、金額が大幅に増額されたことに対しては、委員会
で議論に議論を重ねて参りました。しかし昨年、用地買収もしたということもござ
いまして、委員からは賛成の意見が出されたわけでございます。お答えにはなり
ませんが、そういうことでお願ひをいたしたいと思ひます。

議長(向山信博君) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) これをもって質疑を終結します。

議長(向山信博君) これから追加日程第1の討論、採決に入ります。

議長(向山信博君) 議案第81号、平成24年度あわら市一般会計補正予算(第5号)について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) まず、原案に反対者の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) ただいまの議案81号について反対の討論を行いたいと思います。

先ほど両常任委員長から報告がございましたが、厚生経済常任委員会にかかわる分については何ら反対をするものではございません。ただ、給食センターの補正予算については、先ほども申し上げましたが、第1には、そもそもお金のことではなくて学校給食は自校方式であるべきということでございます。これについては、先ほども申し上げましたので、これ以上は申し上げません。

第2は今、北島議員も疑問を示されましたが、私はこの今回の補正予算の額が果たして妥当かどうかということについて、大いに疑問を持つものでございます。先ほどから何回も指摘されておりますし、私も一般質問、その他を通じて再三申し上げておりますが、一昨年、この議論が始まったときに給食費センターの建設費は10億でできると。そして、自校方式は18億かかるという説明でありました。そのときに、私は自校方式は旧金津地区は、もう既に自校方式で実施しているわけですから、今ある施設を十分活用できるのではないかと。そう考えれば18億というのは、どう考えても高すぎるということで、この自校方式の18億について見直しを求めました。その結果、昨年2月になりまして、教育委員会は自校方式は18億と言ったけれども、12億4,000万円できるというふうに訂正をされました。そして、先ほど申し上げましたが、昨年12月の時点では、この説明をもとに用地買収の予算が提案をされて、議会は用地買収を可決したわけでありました。

それが、今年、先ほど委員長の報告にもあったかと思いますが、7月30日の総務文教常任委員会では15億7,000万円、これは用地買収費、造成費、それから各学校のセンター化に伴う受け入れのための改修も含めますが、7月30日には15億7,000万。当初、10億と言っていたものが、一挙に1.5倍以上に膨れ上がったわけでありました。そして、さらに8月9日の委員会では、さらに膨れ上がって、全部含めると約19億になりました。そして9月12日の委員会では、これが少し下がりまして16億3,000万、そして、この8月の9日になりまして、昨年2月に提出された自校方式の12億4,000万円は、再び18億以上かかるという数字が示されました。会議のたびに数字が変わりました。本当に妥当なのかどうか、非常に疑問であります。

そして、私は最近、隣の坂井市で春江・坂井学校給食センターも建設されるということを知りまして、一体、隣の給食センターの計画は、どれだけでできるのだろうかと聞きました。春・坂の給食センターは4,800食をつくるという計画ですが、これが13億でできると。あわら市の計画は3,000食ですが、春・坂よりは高い14億、これは春・坂の方も用地関係の費用は含まれておりません。あわら市も用地関係を除いて14億ということで、何回か委員会でも、なぜ春・坂の方は1.5倍以上の給食を提供する施設でありながら、あわら市より安いのかということを知りたしましたが、はっきりとした明確な答弁はございませんでした。そういうことを考えますと、今回の提示された補正予算額も本当に妥当なのかどうか、大いに疑問を持つものでございます。

私は少なくとも当初10億というのは見通しが甘かったということかもしれませんけども、もう一つは自校方式が本当に幾らでできるのかということについて真剣に検討された形跡もありません。今回示された18億というのは、単に面積に単価を掛けたものだ。それぞれの学校ごとのどれだけのコストがかかるかということは検討していないということでございますし、一貫して、やっぱり当初から給食センターありきということで、どんどん進められてきた結果でということであると思えます。そういう点では、大変今回のこの予算額については疑問を感じるものであります。

そういう点で反対をいたします。どうか議員各位のご理解を心からお願いをいたしまして討論といたします。

議長（向山信博君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 7番、笹原、学校給食センター事業に対しまして賛成の討論をいたします。

まず、この給食センターにおきましては、先ほども自校方式に反対する討論をされました。その中でも申し述べておられたと思いますが、まずドライ方式、そしてHACCP対応と安心、安全な設備を取り入れて、子供たちに食育を兼ねた給食教育ができるのではないかな、そういうふうに思っております。理事者におかれましては大変自信を持ってそういうことを申されております。

片や自校方式に関しましては、HACCPの対応がされておられません。HACCP対応といえますのは、温度25℃、湿度80%以下に調理場をそのまま維持していくということでありまして、今の自校方式に関しましては、HACCPの対応はされておられませんし、またドライ方式も採用されておられません。下に落ちた水からいつ雑菌が繁殖し食中毒が発生するかもしれません。そういう危険性があります。私としましては、本当に安心、安全な環境で給食をつくっていただきたい、そういうふうに思います。現状を見てみますと、自校方式の調理場は恐らく真夏であれば35度から40度近くになっているのではないかと、そういうふうに思います。

また、確かに当初、10億円で給食センターをつくると、そういう理事者のお話でございました。以後、食育関係、それから脱臭装置、またHACCP対応による工事費のアップ、冷房も最初はHACCP対応の冷房を入れておりませんでした。それに対してHACCP対応の冷房機を入れると、そういうことでございました。また、機械設備に関しましても、排気ファンにいたしましても、屋内に取り込み、機械の長もちを図るということで、建物の面積もアップをしております。

私、委員会で申し上げましたけども、米原市の給食センターが21年7月に完成をいたしました。その事業費、建設費、13億8,000万円ということでございます。あわら市の給食センターにおきましては、設計価格でございますけれども、現在、13億9,200万円。ということは、あわら市の給食センターが入札にかかれば、恐らく、まだこれより価格は下がります。そして、米原の給食センターにおきましては、HACCPの対応が不十分でございます。冷房能力もHACCPに対しては劣っていると理事者からの説明がございました。あわら市の給食センターは、すべて取り入れて設計価格で13億9,000万円でございます。繰り返し申しますけれども、入札にかかれば米原市よりは相当安く建設できるのではないかなと、そういうふうに思っております。

以上、私はそういうことをかんがみ、賛成に手を挙げました。議員の皆様方もご理解のほど、お願いを申し上げたいと思います。

以上で討論を終わります。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 議案第81号、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第5号）この部分の学校給食整備にかかわる予算につきまして、反対の意を述べさせていただきます。

前回、学校給食の設計予算が出されました平成23年度11月2日の臨時議会では、合併特例債が使えなくなる平成25年度3月までに整備を行わなければならないという財政的事情が優先されて話が進んだように感じています。

前回にもお話をさせていただいたわけなんですけど、金津小学校の説明会での出来事でございます。当然、給食整備にかかわる資料が渡され、ご父兄の皆さんは、そちらの資料を端から端までしっかりと見られていたかと思えます。その中で、ご父兄の方が、こちらに書かれているメリットの中には、給食を受ける子供たちに対してのメリットは一切書かれていない、どちらかというとな財政的なメリットが主な理由に思えてならないというご意見が出されました。そのとき、本当に、やはり胸を差すといいますか、全く同感というふうに感じました。給食の自校方式は身近な生きた教材でもあります。子供たちにはできたてすぐの温かいおいしい給食を食していただきたいと思っております。臨時議会で聞いておりました約10億円で整備するとの根拠は崩れたわけです。また、合併特例債の期限が延びた今、もう一度慎重

に給食のあり方を市民とともに考えるべきと思います。是非、議員各位にもご理解を賜りまして、この議案に反対していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、反対討論といたします。

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） それでは、これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、議案第 8 1 号を採決します。

本案に対する両常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

発議第 6 号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第 9、発議第 6 号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題とします。

議長（向山信博君） 本案に対する、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 提出者、5 番、三上 薫君。

5 番（三上 薫君） 議長のご指名がありましたので、発議第 6 号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

北朝鮮による日本人拉致の発生から既に 30 年以上が経過しました。平成 14 年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人拉致を認め、5 人の被害者とその家族の帰国が実現したものの、その後、北朝鮮は平成 20 年の日朝実務者協議で合意した拉致被害者の再調査の約束を一方的に破棄するなど、極めて不誠実な態度をとり続けており、特定失踪者については、また北朝鮮から安否に関する説明はなく、真相の説明はなされておりません。北朝鮮では昨年 12 月 17 日、日本人拉致を指示したとされている金正日総書記が死去し、金正恩国防委員会第一委員長による新体制へと移行していますが、我が国にとって拉致問題の解決が重要課題であることに変わりはありません。拉致被害者等のご家族にご高齢の方が多く、1 日も早い救出を待ち望んでおられることから、現在の膠着状況を一刻でも早く打破することを求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっています発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

議長（向山信博君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいま提案されております北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書、趣旨には私は全く異論はございません。早期解決を求めているということでは賛同するものではございますが、ただ、私はこの間の経過を見ましても、この意見書案の1番のところには、追加制裁の発動も含めた毅然とした態度で日本人拉致問題の新たな現場調査も含めて云々というのがあります。この拉致問題が発生して唯一、小泉首相が朝鮮を訪問して、一部の拉致された方が帰国をいたしました。その後は全く進展がありません。これは、日本側が拉致に応じなければということで、いろいろな制裁措置を強化していると。そして全く話し合いをするという態度がないということに原因があると思います。

ご承知のことと思いますが、日本と朝鮮の間では、いまだに国交も回復しておりません。先の戦争の賠償についても韓国との間では日韓条約等で賠償がある程度なされましたが、朝鮮との間では戦争の損害賠償、そういうものについても全く話し合いもされておりせん。従軍慰安婦等の問題についても、そのとおりであります。日本側だけが全く正しいというような態度で応じなければ制裁を強化する、こういう態度では、全く自体は進展をしないというふうに考えます。ですから、私はこういう制裁強化というようなことではなくて、本当に小泉首相のように直接朝鮮に行って謙虚に話し合うということが問題解決には絶対に必要だというふうに考えるわけでございます。

その点で、この意見書には賛成できないということでございます。議員各位のご理解とご指示をお願いをいたしまして、討論といたします。

議長（向山信博君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかには討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、発議第6号を採決します。

本案を提案のとおりに決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立多数。

したがって、発議第6号は、提案のとおり可決されました。

発議第7号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(向山信博君) 日程第10、発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

議長(向山信博君) 本案に対する、提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 提出者、5番、三上 薫君。

5番(三上 薫君) 議長のご指名がありましたので、発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

急速な高齢化社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっており、社会保障においては子育て、医療、介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも安定した財源の確保が重要となっています。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティーネットとしても地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。よって、来年度予算においては本年度と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められており、2013年度の地方財政予算全体の安全確保に向けて、その対策を求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議長(向山信博君) 本案に対する質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

議長(向山信博君) ただいま議題となっています発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 異議なしと認めます。

議長(向山信博君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、発議第7号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、発議第7号は、提案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（向山信博君） 日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び厚生経済常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（向山信博君） お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（向山信博君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

議長（向山信博君） お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

閉議の宣告

議長（向山信博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

市長閉会挨拶

議長（向山信博君） 市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、9月の3日以来、長期間にわたりましてご出務をいただき、提案をいたしました議案につきまして慎重にご審議をいただきました。そして、提案をいたしました議案につきましては、いずれもお認めをいただきましたこと、心から御礼を申し上げる次第であります。

特に、給食センターに関する予算案をお認めいただきましたことにつきましては、議案といたしましては本日、提案をさせていただきましたが、数年間にわたって議会内部でご議論をいただきました。そのおかげで本日を迎えることができたというふうに厚く感謝を申し上げます。この件につきましては、市内の各学校の耐震化とともに教育委員会としての大変大きな課題であっただけに、大変、このお認めいただいたことにつきましては、重ねて厚く御礼申し上げる次第でございます。お隣、坂井市におきましても同じ時期に給食センターの建設が計画をされているやに伺っておりますので、来年夏までには何とか完成をさせていきたいと思っております。おそらく、その時期には、お隣の坂井市とあわら市の給食センターは、おそらく全国でもトップクラスの安全性を保持した施設になるものと考えております。市内の子供たちに安全な給食を提供することが、我々の大人の責任であるというふうに思っております。今後、具体的な建設、あるいはその後の具体的な運営の仕方等につきましては、引き続き議会のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、だいぶ涼しくなってきました。いよいよスポーツ、あるいは文化の秋でございます。いろいろな市主催の行事も計画されておりますので、議員各位におかれましても、是非またご参加をいただき、花を添えていただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長閉会挨拶

議長（向山信博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、開会の9月3日以降、きょうまで一般質問、そして議案に対する審査等々、精力的に活動していただきまして、誠にありがとうございました。また、きょうは追加議案に対しまして、いろいろとございましたけれども、妥当なる結論をいただきまして、あわせて厚くお礼を申し上げます。

ただ、追加議案の給食センター建設に関しましては、相当長い期間の議論でございました。それは、センター方式か自校方式かのどちらかを選択するときの事業計画予算額と市側の方で出されました予算額との大きな開きに対する疑問があったからだというふうに感じております。また、業者に対する納期の甘さや、業者から出されました提案についての調査、研究、そして議案に対する説明不足もあったよう

に思いました。今後の議論についても、これらのことを是非生かしながら、きちんと議会との議論を重ねて参っていただきたいというふうに思っております。我々、議会といたしましても、これからも納得いくまで、是々非々で議論を押し進めて参りたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしておきたいというふうに思います。

結びに、皆様方の今後ともご壮健でのご活躍をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶にかえさせていただきます。お疲れさまでございました。

閉会の宣告

議長（向山信博君） これをもって、第62回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後6時00分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年 月 日

議 長

署名議員

署名議員